

湯梨浜町性別にかかわらず誰もが 共同参画できる社会づくりプラン

(令和6年度～令和10年度)



令和6年3月
湯梨浜町

湯梨浜町が目指す性別にかかわらず誰もが 共同参画できる社会とは

性別にかかわらず、一人一人が持っている個性を大切にしながら、相手を思いやり、家庭・地域・職場・学校などさまざまな場面でともに支え合うまちを目指します。

家庭では

家事、育児、介護、地域活動など家族みんなで話し合い、協力して行います。



職場では

誰もが個性や能力を十分に発揮でき、家庭や地域活動と調和のとれる働きやすい職場づくりを行います。



地域では

そこに住む誰もが地域活動や防災活動に参画します。



学校では

一人一人の個性や能力を伸ばす教育を行い、子どもたちがお互いの個性を尊重する意識をはぐくみます。



目 次

第1章 プランの基本的な考え方

1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの位置づけ	1
3	プランの期間	2
4	プランの基本テーマと体系	3

第2章 プランの内容

基本テーマ1	男女が共に活躍できるまちづくり（湯梨浜町女性活躍推進計画）	6
重点目標 1	働く場における女性の活躍推進	6
重点目標 2	地域・社会活動における女性の活躍推進	11
基本テーマ2	誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり	14
重点目標 3	生涯を通じた健康支援	14
重点目標 4	誰もが安心に暮らせる環境整備	17
重点目標 5	あらゆる暴力の根絶	21
基本テーマ3	男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	25
重点目標 6	男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	25

第3章 プランの推進体制 30

(参考資料)

- プランの数値目標
- 町民意識調査（抜粋）
- 湯梨浜町男女共同参画条例
- 男女共同参画社会基本法
- 湯梨浜町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

第1章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

湯梨浜町性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくりプラン（以下、「本プラン」という。）は「性別にかかわらず、一人一人が持っている個性を大切にしながら、相手を思いやり、家庭・地域・職場・学校などさまざまな場面でともに支え合うまち」の実現を目指し、湯梨浜町男女共同参画条例に基づく「湯梨浜町男女共同参画プラン」として、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

湯梨浜町は、平成18年3月に「ゆりはま男女共同参画プラン」、平成21年3月に「第2次ゆりはま男女共同参画プラン」を策定して以来、平成31年3月の「第4次ゆりはま男女共同参画プラン」まで5年ごとにプランを策定して、男女共同参画週間などにおける啓発活動の実施、男女共同参画フォーラムや研修会の開催など、男女共同参画社会実現のため様々な取り組みを進めてきました。

国では、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」を施行し、県においても、平成28年3月に「鳥取県女性活躍推進計画」が策定され、女性の活躍を推進するための環境整備が着実に進められています。

また、性の多様性が尊重される社会を実現することも課題となっています。誰もが性別によって差別されることなく、互いに多様性を認め合い、住みよい社会を創っていくことが以前にも増して重要となっており、鳥取県では令和2年12月に「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」を策定し、また令和5年10月からは「とっとり安心ファミリーシップ制度」が導入されています。

湯梨浜町が目指す男女共同参画社会は、性別にとらわれることなく、性の多様性を前提にしたものであることから、その理念が広く理解されるよう、本プランの名称を「湯梨浜町性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくりプラン」とします。

本プランでは、これまでの取組の成果や課題、国、県の動きや社会情勢の変化などを踏まえ、湯梨浜町が目指す性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会の実現に大きく前進することを目指し、更なる取組を推進します。

2 プランの位置づけ

本プランは、男女共同参画基本法第14条第3項及び湯梨浜町男女共同参画条例第8条第1項、並びに女性活躍推進法第6条第2項に基づくとともに加えて、性の多様性を尊重したシステムの構築を図るための行動計画です。

[持続可能な開発目標（SDGs）との関係]

本プランは、平成27年に国連サミットにおいて採択されたSDGsで設定された「ジェンダー平等を実現しよう」などのゴールの達成に資するものです。SDGsの概念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し取り組みます。

[SDGs 17のゴール]

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 プランの期間

プランの期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行います。



4 プランの基本テーマと体系

3つの基本テーマごとに重点目標を定め、性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくりの推進を図ります。

基本テーマ1 男女が共に活躍できるまちづくり（湯梨浜町女性活躍推進計画）

重点目標		目標達成の方向性
1	働く場における女性の活躍推進	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (2) 一人一人が能力を発揮できる職場環境づくり (3) 農林水産業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進
2	地域・社会活動における女性の活躍推進	(1) 審議会、委員会などへの女性の参画拡大 (2) 地域活動における男女共同参画の推進 (3) まちづくり、観光、環境などあらゆる分野での男女共同参画の推進

基本テーマ2 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

重点目標		目標達成の方向性
3	生涯を通じた健康支援	(1) 生涯を通じた健康の保持増進 (2) 妊娠・出産などに関する支援 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
4	誰もが安心して暮らせる環境整備	(1) 高齢者が暮らしやすい環境の整備 (2) 障がい者が暮らしやすい環境の整備 (3) 外国にルーツをもつ人が暮らしやすい環境の整備 (4) ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 (5) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進 (6) 性の多様性を尊重した社会システムの構築
5	あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制づくり (3) あらゆるハラスメント防止対策の推進

基本テーマ3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標		目標達成の方向性
6	男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	(1) 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 (2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進 (3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 (4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
1. 働く場における女性の活躍推進																	
○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進				●	●			●									
○一人一人が能力を発揮できる職場環境づくり				●	●			●									
○農林産業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進				●	●			●	●								
2. 地域・社会活動における女性の活躍推進																	
○審議会、委員会などへの女性の参画拡大				●	●			●	●							●	
○地域活動における男女共同参画の推進				●	●			●	●							●	
○まちづくり、観光、環境などあらゆる分野での男女共同参画の推進				●	●			●	●							●	
3. 生涯を通じた健康支援																	
○生涯を通じた健康の保持増進			●		●			●									
○結婚・出産などへの支援			●		●			●									
○健康をおびやかす問題についての対策の推進			●		●			●									
4. 誰もが安心して暮らせる環境整備																	
○高齢者が暮らしやすい環境の整備	●		●					●		●	●						
○障がい者が暮らしやすい環境の整備	●		●	●				●		●	●						
○外国人にルーツをもつ人が暮らしやすい環境の整備	●		●	●				●		●	●						
○ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援	●		●	●				●		●	●						
○防災・災害復興分野における男女共同参画の推進																	
○性の多様性を尊重した社会システムの構築					●												

	1	貧困をなくそう																		
	2	飢餓をゼロに																		
	3	すべての人に健康と福祉を				●	●													
	4	質の高い教育をみんなに																		
	5	ジェンダー平等を実現しよう				●	●	●												
	6	安全な水とトイレを世界中に																		
	7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに																		
	8	働きがいも経済成長も																		
	9	産業と技術革新の基盤をつくろう																		
	10	人や国の不平等をなくそう																		
	11	住み続けられるまちづくりを																		
	12	つくる責任つかう責任																		
	13	気候変動に具体的な対策を																		
	14	海の豊かさを守ろう																		
	15	陸の豊かさも守ろう																		
	16	平和と公正をすべての人に																		
	17	パートナーシップで目標を達成しよう																		
5. あらゆる暴力の根絶																				
		○暴力を許さない社会づくり				●														
		○安心して相談できる体制づくり					●													
		○あらゆるハラスメント防止対策の推進					●													
6. 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成																				
		○男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発																		
		○子どもの頃から男女共同参画の推進																		
		○生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供																		
		○男性の家庭生活・地域活動への参加促進																		
		○国際的視野に立った男女共同参画の推進																		

第2章 プランの内容

基本テーマ1 男女が共に活躍できるまちづくり（湯梨浜町女性活躍推進計画）

重点目標1 働く場における女性の活躍推進

<現状と課題>

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（※1）は、健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画などを通じた自己実現を可能にするとともに、家事や育児、介護など、家族が安心して暮らし責任を果たしていく上で重要なものです。

令和5年度に実施した湯梨浜町男女共同参画町民意識調査（以下「町民意識調査」という。）によると、食事の支度・片付け、掃除、洗濯といった家事や育児・介護など、家庭における負担が女性に偏っている傾向が見られます。また、女性が結婚・出産、育児や介護によって退職せずに働き続けるために必要なことのトップは「パートナーの理解や家事、育児などへの参加」となっています。これらは、長時間労働等を前提とした男性中心の働き方が根強く残る固定的役割分担意識（※2）や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）（※3）の影響が大きく、男女問わず就業を継続し能力を発揮して働きたい人が活躍できない阻害要因になっています。また、性別を理由とする差別的な扱いや職場におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とするハラスメントなど、安心して働くことを阻害する様々なハラスメントも問題となっています。特に働く場における女性活躍の推進にあたっては、男性や組織の経営層の意識改革を進め、長時間労働の改善を図るとともに、多様な働き方に対応した男女の処遇差の解消を進めることが重要です。また、心身にストレスを抱えた状態が続けば、自らの健康を害するほか、家庭内外での虐待などに発展するリスクもあり、深刻な事態に陥る前に適切な支援を行うことが必要です。

県内では、農林水産業従事者の4割近くを女性が占めるなど、農林水産業や商工業などの自営業で、女性が重要な担い手となっています。女性が能力を発揮し経営に参画するためにも、性別に偏らない経営能力や技術向上に対する支援を一層進める必要があります。新たな担い手確保に向けた新規就業の促進、担い手の育成のためには、かかわる人それぞれの役割や特性をお互いが尊重しあいながら働かなければなりません。農業生産グループや加工グループなどの女性による団体活動は活発で、地域おこしイベントなどでは欠かせない存在となっています。一方では、農業委員や認定農業者など、組織内で役職に就く女性が少なく、登用が進んでいないのが現状です。農林水産業の第一人者として活躍する女性の参画を促すため、当事者の意見を生かしながら環境の改善に努めるとともに、研修会の開催や情報提供などのサポート体制が必要です。

平成27年9月に女性活躍推進法が施行され、社会全体で女性の活躍が期待される中、湯梨浜町では、就業において女性が活躍できる環境の整備に取り組みます。それには、働きたい女性が仕事と家事や育児、介護などを両立し、安心して働き続けられるよう、イクボス・ファミボス（※4）に賛同する輪の拡充が必要となります。また、令和3年6月には「育児・介護休業法」が改

正され、仕事と育児・介護の両立支援制度が拡充されましたが、さらなる制度の周知と利用促進を図り、誰もが仕事と家庭を両立しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

※1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事、家庭生活、地域生活など、さまざまな活動について、自分が希望するバランスで進めることができる状態のこと。

※2 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

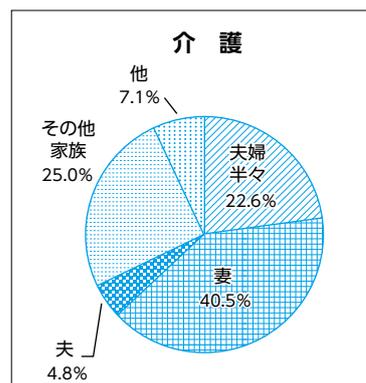
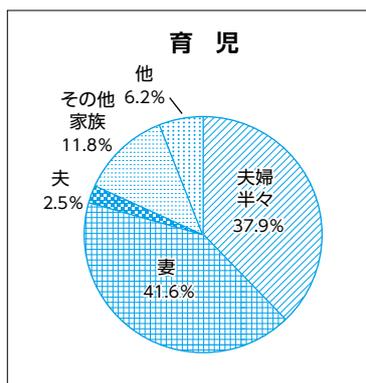
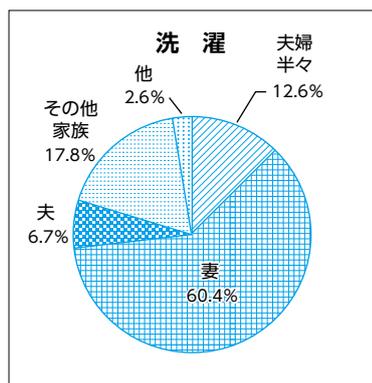
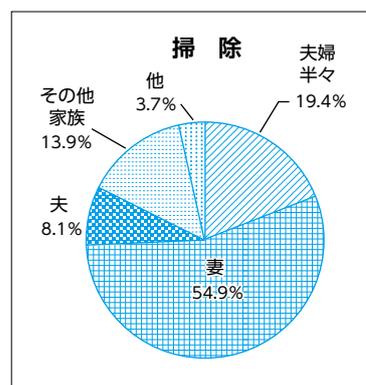
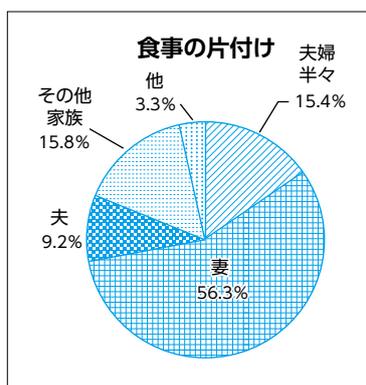
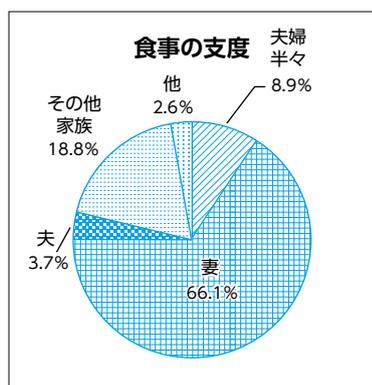
※3 アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

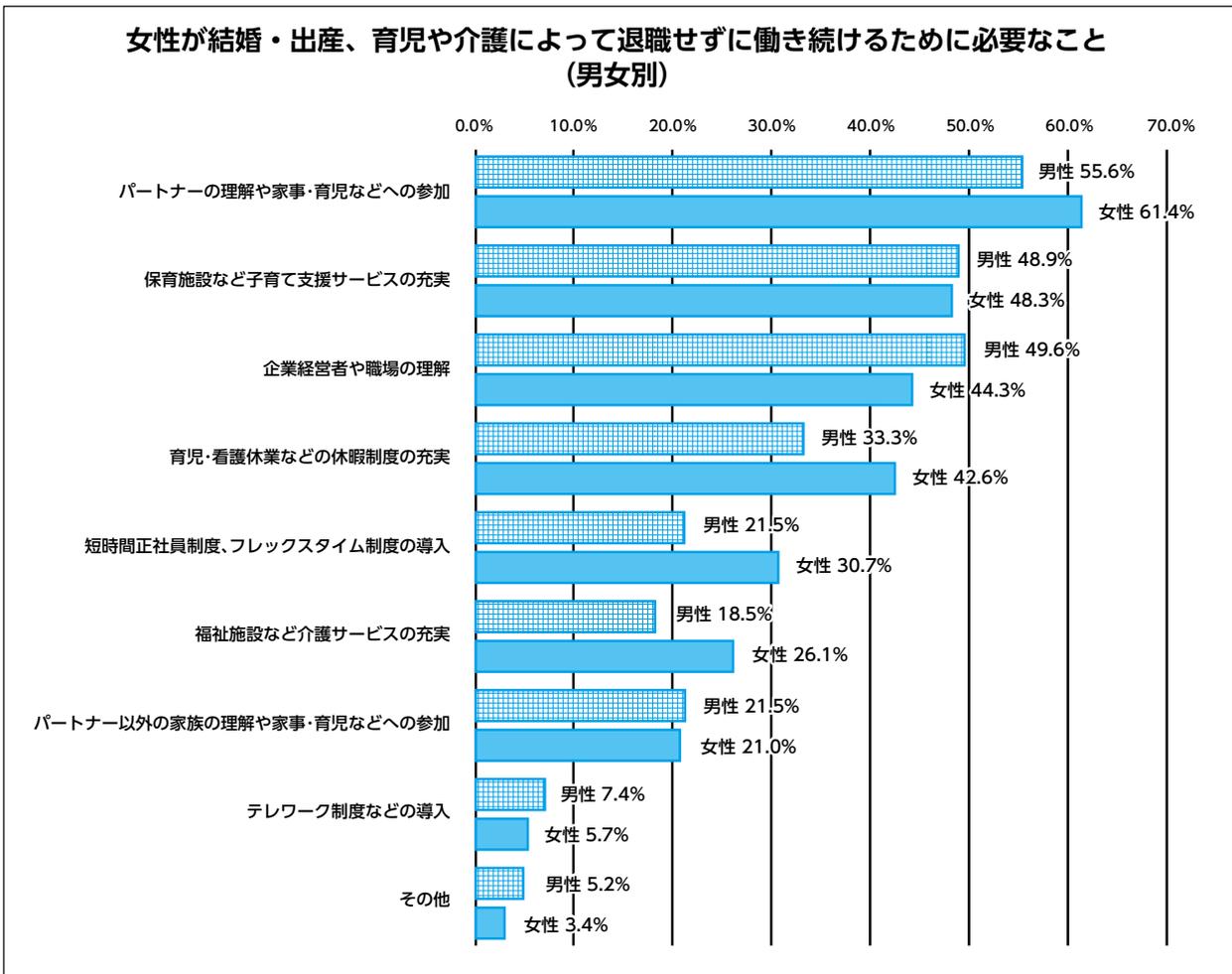
自分自身が気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあると認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。

※4 イクボス・ファミボス

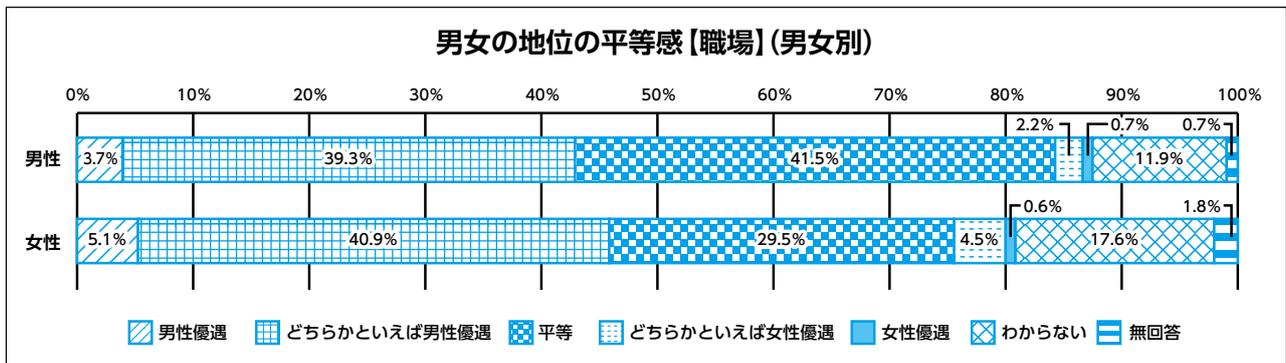
従業員や部下の育児・介護参加に理解のある経営者や上司のこと。育児・介護休業取得を促すなど、仕事と育児・介護を両立しやすい環境の整備に努めるリーダー。

家庭の仕事は、主に誰が担当しているか





令和5年度町民意識調査より



令和5年度町民意識調査より

<目標達成の方向性>

仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発など、さまざまな活動を自らの希望するバランスで選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及に努めます。

一人一人が共に能力を十分に発揮できる職場環境づくりを推進するため、鳥取県男女共同参画推進企業及びイクボス宣言企業、輝く女性活躍パワーアップ企業の認定数増に向けた働きかけを行います。

農林水産業・商工業などの自営業において、男女がともに経営や生産活動に参画し、能力を発揮しやすい環境の整備を図るための啓発活動を行うとともに、能力向上のための支援を行います。

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

具体的な施策	説明	担当課
男女共同参画に積極的に取り組む企業の支援	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた事業所や労働者の取り組みを応援する各種支援制度の周知を図り、男女共同参画に積極的に取り組む企業を支援します。	まちづくり企画課 産業振興課
広報紙などによる啓発	広報紙などを通じてワーク・ライフ・バランスが企業や社会経済の活性化、個人生活の充実につながるることについて、効果やメリットを示しながら関係機関・団体と連携して理解の促進を図ります。	まちづくり企画課
男女共同参画フォーラム/ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	湯梨浜町男女共同参画推進会議と協働しながら男女共同参画フォーラム/ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、男女共同参画の啓発を行います。	まちづくり企画課
ライフスタイルに合わせた保育支援	保護者のライフスタイルに合わせた保育・教育認定（保育標準時間、保育短時間、教育標準時間）と、一時預かり保育、延長保育、休日保育の実施を継続するとともに、病児保育及び病後児保育の利便性向上による育児支援の促進を図ります。	子育て支援課
ライフスタイルに合わせた介護サービスの支援	介護者のライフスタイルに合わせ、仕事と介護の両立支援を視野に入れた柔軟な介護サービスのマネジメントを行い、介護の負担軽減を図ります。	福祉課
男女共同参画の視点に立った学習の推進	こども園・保育園職員、保護者などを対象に研修を行い、家事・育児・介護等における固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消を図ります。	子育て支援課
子育て応援フェスタの開催	地域の子育て関係団体が出展して、家族みんなが楽しむことができるお祭りイベントを開催し、子育て世代同士が交流を深めることで、核家族化が進む子育て世代の孤独感や孤立感を解消する契機とします。	子育て支援課
「笑顔ゆりはま子育てアプリ」による子育て支援	妊娠期から子育て期に関する情報提供や健診・予防接種等のスケジュール管理、個別相談を行うツールとして母子手帳アプリを運用し、子育てに関する情報の一元管理を可能にすることで、育児や仕事に忙しい子育て世代を支援します。	子育て支援課
「ゆりはま家族の日」の普及	家庭における役割分担を見直す機会として、「ゆりはま家族の日」の普及を図ります。	まちづくり企画課
介護は男女が共に担うという視点に立った意識の普及	在宅の要介護者が増えていく中で、家族介護に関する事業の実施に当たっては、男性の参加が得られやすいような内容や時間帯を工夫します。	福祉課
育児・介護休業を取得しやすい環境整備	育児・介護休業を取得しやすい環境整備を進めるため、町は率先して、職場のイクボス宣言による役場職員の意識改革や時間外勤務の削減など業務改善に努めます。	総務課

(2) 一人一人が能力を発揮できる職場環境づくり

具体的な施策	説明	担当課
男女共同参画に積極的に取り組む企業に対する研修会の実施	企業経営者や労務管理担当者などを対象に研修会や意識啓発、情報発信を行います。	産業振興課
鳥取県男女共同参画推進企業等の認定数増加への取り組み	鳥取県男女共同参画推進企業認定制度及びイクボス宣言企業、輝く女性活躍パワーアップ企業登録制度の推進を図り、男女が働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を増やします。	まちづくり企画課
就業における資格・技能・技術習得に向けた情報の提供	性別にかかわらず就業に役立つ資格・技能・技術を得るため県男女共同参画センターよりん彩などが実施する各種セミナーや研修会の情報提供を行います。	まちづくり企画課 産業振興課

(3) 農林水産業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進

具体的な施策	説明	担当課
研修会の情報提供	農業協同組合、商工団体などにおける女性役員登用率向上のため、県男女共同参画センターよりん彩、商工団体などが開催するセミナーや研修会などの情報提供や男女共同参画に向けた普及啓発を行います。	まちづくり企画課 産業振興課
男女共同参画研修会の実施	企業や団体などを対象とした男女共同参画研修を実施し、意識啓発を図ります。	まちづくり企画課
女性農業委員などへの情報提供、研修会の開催	女性農業委員など女性農業者の能力開発、スキルアップを図るため、研修会を開催するとともに、セミナーや研修会などの開催情報の提供を行います。	農業委員会
女性自営業者、女性グループなどの支援	生産活動、起業活動を行う女性自営業者や女性グループに対して経営管理能力の習得や起業に向けたセミナーや研修会などの情報を提供します。	産業振興課
経営管理能力の向上や生産技術習得などに向けた研修、情報提供	男女とも経営に参画できるよう経営能力向上を図るため、農業技術、経営ノウハウなどの専門的知識の向上を図るセミナーや研修会などの情報を提供します。	産業振興課



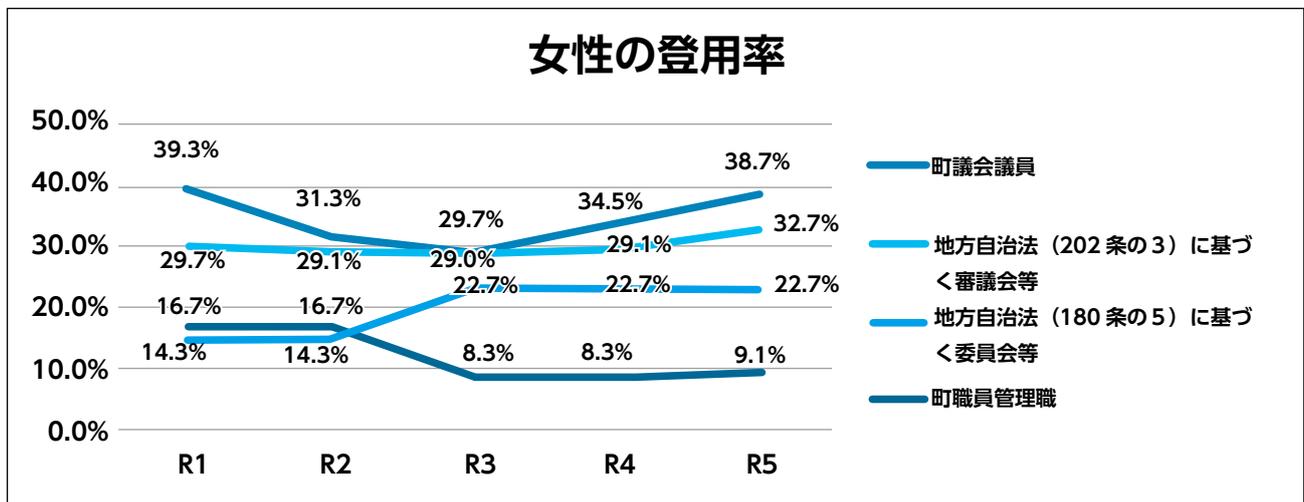
重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進

<現状と課題>

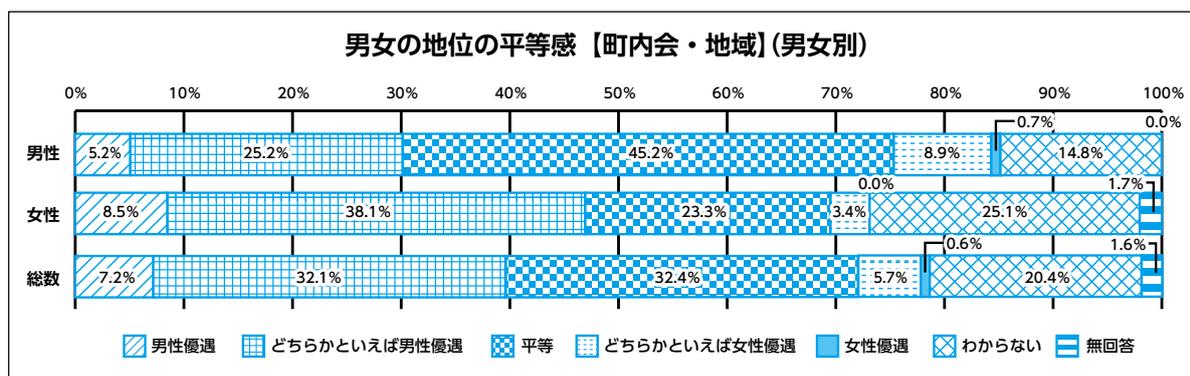
地域には、近隣相互の子育て支援や、高齢者支援、地域の生活を支えるさまざまな活動があります。少子高齢化の進展とともに、地域の抱える課題が多様化、複雑化する中で、活力ある地域社会づくりのためには、性別にかかわらず誰もが積極的に地域活動に関わっていくことが重要です。

令和5年4月1日時点における地方自治法に基づく審議会、委員会などへの女性の参画状況は、審議会等は32.7%、委員会等は22.7%となっており、改善傾向にはあるものの依然低い状況にあり、女性の政策・方針決定過程への参画はいまだ十分な状況ではありません。また、町民意識調査によると、「町内会・地域」における男女の地位については、39.3%の人が男性が優遇されていると答えており、平成30年度に実施した町民意識調査（以下「前回調査」という。）の43.4%より多少減少したものの、依然として高い割合となっているほか、自治会における役員（会長）への女性の登用は4%と鳥取県の令和7年度目標値10%に及んでいないなど、まちづくり分野における女性の参画が依然として低く、物事を決める過程への女性の参画は地域社会においても十分とは言えません。

誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを進めていくためには、地域や組織などに残る固定的役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消のための普及啓発を進めていくとともに、政策・方針決定過程において、性別や年齢等に偏ることなく多様な人の参画を促すため、人材を育成する施策の充実を図る必要があります。



まちづくり企画課資料より（R5.4.1 現在）



令和5年度町民意識調査より

<目標達成の方向性>

政策・方針決定の場への多様な人材の参画が進むよう、各種団体において女性が参画しやすい環境づくりの啓発を行うとともに、女性の能力開発・リーダー育成の支援を行います。また、地域社会に残る固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消のための広報・啓発活動を行い、誰もが住みやすい持続可能な地域社会の形成を推進します。

(1) 審議会、委員会などへの女性の参画拡大

具体的な施策	説明	担当課
男女比率に配慮した委員の選任	「住民参画推進のために湯梨浜町附属機関等の委員構成の基準を定める条例」に基づき、例えば団体などから委員を選出する際に代表者に限定せず、推薦での選出を可能にするなど、男女の比率に配慮した委員の選任を行います。	全 課
審議会・委員会の女性登用状況調査の実施	地方自治法に基づく審議会・委員会への女性の登用状況調査を行い、公開します。	まちづくり企画課
町職員における女性幹部登用の促進	職員の研修参加機会を確保し、職員の能力開発と能力が十分発揮できる環境を整えるとともに、政策や方針を決定するポジションへの登用を継続的に推進します。	総務課
女性が参画しやすい環境づくりの啓発	固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消、ワーク・ライフ・バランスの普及など、各種団体において女性が参画し、女性の意見が反映されやすい環境づくりに向けた働きかけを行います。	全 課
女性団体などへの意識啓発及び情報提供	女性の能力発揮の推進を図る意識啓発をするとともに、女性リーダー育成のセミナーや研修会の開催又は開催情報を提供し、女性団体などの自主的な取り組みを支援します。	まちづくり企画課 生涯学習・人権推進課 中央公民館

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

具体的な施策	説明	担当課
男女比に配慮したPTA役員を選出	PTA役員を選出する際には、構成員の男女比を意識するとともに、女性の意見が積極的に反映でき、男女問わず楽しく活動できる環境をみんなで一緒に作る意識の醸成を図ります。	教育総務課
自治会における固定的役割分担意識見直しの広報啓発	自治会役員においては固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが根深く残っており、意識改革を図るための広報啓発を行います。	総務課 まちづくり企画課

(3) まちづくり、観光、環境などあらゆる分野における男女共同参画の推進

具体的な施策	説明	担当課
男女比率に配慮した委員の選任（再掲）	今後のまちづくりを検討するにあたっては、女性ならではの視点が不可欠であり、審議会委員の男女比に配慮し、女性の意見を反映させるような審議の進め方をします。	建設水道課
まちづくり、観光分野などで活躍する女性の支援	まちづくり、観光分野などにおいて女性の視点が注目されており、地域活性化のために頑張る女性を支援します。	まちづくり企画課 産業振興課
女性の意見を取り入れた環境対策の推進	女性がこれまで蓄積してきた環境問題に対する豊富な知識や経験を男性も共有し、男女が共にごみの減量（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）、要らないものは断る、買わない（リフューズ）を推進する環境づくりを目指します。	町民生活課



重点目標3 生涯を通じた健康支援

<現状と課題>

性別にかかわらず誰もが生涯を通じて健康で充実した生活を送ることは、誰もが参画できる社会実現の前提となるものです。それぞれの身体の特徴について理解し、思いやりをもって尊重し合うことで、誰もが安心して、いきいきと暮らしていくことができます。

健康づくりを進めるためには、一人一人が正しい生活習慣を身に付け、定期的な運動や健康診査・各種がん検診の受診等により主体的に健康管理を行うとともに、これらに必要なサービスや情報提供、支援を受けられることが大切です。そのため、「ゆりはまヘルシーくらぶ（※1）」事業の推進による運動意識の醸成と習慣化を図るほか、地域において誰もがスポーツに取り組みやすい環境づくりを進めるとともに、さまざまなライフステージに対応した健康診査等を受診しやすい体制の整備を進める必要があります。

女性には、妊娠や出産の可能性があり、思春期から更年期、高齢期に至るまでの生涯を通じて、男性とは異なる健康上の課題に直面することに留意する必要があります。働く女性が増え、晩婚・晩産化が進む中、加齢による不妊に悩む女性も増えていることから、妊娠や出産についての希望が実現できるよう、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）（※2）の視点に配慮しつつ、情報提供や相談体制の整備、健康づくりの支援を行うことが必要です。

また、危険薬物などの薬物乱用やHIV（※3）をはじめとする性感染症、喫煙習慣などの健康をおびやかす問題について、正しい知識の普及と啓発を行い、理解を深める取り組みが必要です。また、自死（※4）対策として相談体制や薬物犯罪等の罪を犯した人の社会復帰を支援する体制の整備も必要になっています。

※1 ゆりはまヘルシーくらぶ

町民の健康づくりと健康寿命の延伸のため、ウォーキングを中心とした運動を楽しみながら取り組んでもらうことを目的とした事業

※2 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）

リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは、性と生殖に関する「健康」と「権利」のこと。この2つは、はっきりとは分けられてはいないが、「健康」としては、「安全で満足できる性生活」、「安全な出産」などが、「権利」としては、「子どもを生むかどうか、生むとすればいつ、何人までを生むか決定する自由」、「生殖・性に関する適切な情報とサービスを得られる権利」などがあげられる。

※3 HIV

ヒト免疫不全ウイルスの略称。エイズを引き起こすウイルスで、主に性交により感染が拡大する。

※4 自死

鳥取県では遺族の方等の心情に配慮し、法律名や統計用語等を除き、原則として「自殺」という言葉に代えて「自死」という言葉を用いる。自殺対策基本法に基づく「自殺予防週間」等は適用除外。

<目標達成の方向性>

- (1) 生涯にわたる心身の健康の保持増進のため、健康診査や各種がん検診、予防対策の内容充実や受検、参加しやすい体制の整備を図るとともに、メンタルヘルス講演会、ニュースポーツ（※5）体験教室などを開催します。
- (2) 女性特有の健康問題への理解を深めるとともに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点に配慮しながら、妊娠・出産などに対する支援の充実を図ります。
- (3) 薬物乱用、性感染症、喫煙などの健康をおびやかす問題の対策として、学校教育における性教育や思春期保健の充実を図ります。

※5 ニュースポーツ

誰でも気軽にすぐ楽しむことを目的に考案され、アレンジされたスポーツの総称。軽スポーツ、レクリエーションスポーツとも呼ばれる。

(1) 生涯を通じた健康の保持増進

具体的な施策	説明	担当課
各種がん検診事業	生涯を通じた健康保持・増進に向け、「レディース検診（乳がん・子宮がん検診）」に、特定年齢の女性を対象とした骨粗しょう症検診を加え実施します。また、休日健診を実施するなど、検診を受けやすい環境整備に努めます。	健康推進課
女性特有のがん検診推進事業	乳がん・子宮がん検診について、特定年齢の方を無料化して受診促進を図ります。	健康推進課
子宮頸がん予防ワクチン接種事業	個別勧奨や広報等による情報提供を通して、若い年齢で罹患率が高くなっている子宮頸がんの予防のため、ワクチン接種を促進します。	健康推進課
自死対策事業	講演会等を通じて自死防止について周知・啓発を行います。相談窓口についても、自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に重点的に周知を行うほか、若い世代から自死予防の啓発周知を行います。	健康推進課
健康相談窓口の周知、連携強化	健康相談日のほか、健康に関する随時相談など、町が設置している相談窓口の周知を図るとともに、専門的な相談については関係機関を紹介するなど、関係機関との連携強化を図ります。	健康推進課
運動機会の提供	各種運動教室やノルディックウォーキング教室を実施するなど、運動機会の提供に努めながら、健康づくり、スポーツに取り組みやすい環境づくりを通じて、町民の健康意識の醸成、健康増進を図ります。	健康推進課 生涯学習・人権推進課
健康教室の実施及び支援	町民の健康増進のため、各地区で実施する健康教室において、職員を講師として派遣します。また、その他の講師については、費用を助成します。	健康推進課
食と健康のまちづくり事業	ウォーキングを中心とした運動に取り組む「ゆりはまヘルシーくらぶ」の会員普及に努め、自身の健康に関心を持ってもらい、健康寿命の延伸を目指します。	健康推進課

(2) 妊娠・出産などに関する支援

具体的な施策	説明	担当課
生命を大切にする授業や性教育の実施	看護師、助産師等を講師として招きたいのちの学習を各校で実施し、命の大切さ、愛されることの大切さ、人間関係力を実践で学ぶとともに、発達段階に合わせた性教育を実施します。	教育総務課 (小学校)
妊娠出産に対する健康支援	安心して、妊娠、出産ができるよう、対象者に合わせた健診、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課
不妊治療の経済的負担軽減	妊娠を希望する人が、その希望を実現できるよう、不妊治療及び不育治療に要する経費の一部を助成します。	子育て支援課
伴走型相談支援の充実	全ての妊婦や子育て家庭に寄り添った相談体制を構築し、妊娠期から出産・産後、育児期といった各段階できめ細かく関わることで、困っている妊婦や子育て中の親に対し、ニーズに即した支援を切れ目なく行います。	子育て支援課
産後ケアの充実	心身ともに不安定になりやすい産後の時期に、医療機関等において宿泊または日帰りでケアを実施することで、母と子の健康を守り、健やかな育ちを支援します。	子育て支援課

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

具体的な施策	説明	担当課
薬物に対する教育や成長に合わせた性教育の実施	小中学校において、薬物や性感染症の恐ろしさ、喫煙や飲酒からくる健康被害などを丁寧に教えます。また、規則的な食事や睡眠、運動習慣の重要性を生徒や保護者に伝えます。	教育総務課 (小中学校)
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	薬物乱用防止のため、県・他市町と協力しながら、キャンペーン活動などに取り組みます。	健康推進課
社会復帰支援	保護司等更生保護団体と連携し、薬物等使用者の更生、社会復帰を支援します。	町民生活課



重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備

<現状と課題>

少子高齢化が進む中、令和2年国勢調査によると、本町における65歳以上の人口は5,139人（平成27年調査4,957人）で、高齢化率32.1%（平成27年調査30.0%）と年々増加傾向にあり、高齢者のひとり暮らし、高齢者世帯も増加しています。また、障がい者数や外国人在住者数、ひとり親家庭数も増加する傾向にあるほか、これらが複合する状況も見られるなど、地域社会の多様化・複雑化が進んでおり、これらを取り巻く様々な生活課題が増えてきています。

こうした課題に対し、地域に暮らす誰もが、安心して暮らしていけるようにするためには、家族だけでなく、地域や社会全体で支える仕組みが必要です。高齢者の健康づくり、仲間づくりに対する支援や、社会参画を通じた生きがいを充実していくほか、障がい者にとっては、雇用の問題も含め、自立した生活を送ることができるよう、支援を行う必要があります。また、公共施設をはじめとする各種施設などハード面のバリアフリー化を進めるとともに、障がい者の理解促進に向けた普及啓発による心のバリアフリー化や手話、点字など、さまざまな手段で情報提供を進める情報のバリアフリー化への取り組みも必要です。年々増加傾向にあるひとり親家庭にとっては、子どもの貧困問題と併せて、親子双方への支援、経済支援、就労支援、学習支援など総合的な取り組みが求められています。

町民意識調査によると、家庭における主な介護者は女性に偏る傾向にあります。「介護は男女が共に担うもの」という意識を醸成するとともに、要介護高齢者の身体状況、家族状況、居住環境、ライフスタイルに合わせた柔軟な介護サービスのマネジメントを行い、介護者の負担軽減に努める必要があります。また、公的機関のサービスを用いない、地域住民やボランティアによるインフォーマル・サービス（非公式な支援）（※1）の仕組みも重要になっています。

女性消防団員3名、女性防災士3名と消防・防災分野における女性の登用率は低い状況です。災害発生時の避難者支援において、女性の立場でのニーズや支援が求められており、消防・防災分野においても男女共同参画の視点を取り入れた取組が必要です。

LGBTQ（※2）などの性的マイノリティ（※3）については、令和5年10月に「とっとり安心ファミリーシップ制度」が創設されたほか、性的マイノリティに配慮した職場づくりを進める企業が少しずつ増えてきています。性的マイノリティの人権に対する社会の認知は進みつつありますが、性の多様性に対する正しい認識と理解を広げる意識啓発を行うとともに、性の多様性を前提としたサービスを提供していく必要があります。

男女共同参画の視点から、それぞれの課題に合ったサービス・支援を提供できる体制の整備を図るとともに、自立支援、介護予防・重度化防止や生活支援、またそれらを総合的に支援できる体制を構築し、誰もが安心して暮らせるための社会環境の実現を図らなくてはなりません。

※1 インフォーマル・サービス（非公式な支援）

公的機関・専門機関などが法制度に基づき提供する支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどが行う支援。

※2 LGBTQ

L＝レズビアン、女性の同性愛者。 G＝ゲイ、男性の同性愛者。 B＝バイセクシュアル、両性愛者。
T＝トランスジェンダー、心と体の性が一致しない人。
Q＝クエスチョニング、性的指向と性自認が定まっていない人。

※3 性的マイノリティ

同性愛者、両性愛者や生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人々などのこと。

<目標達成の方向性>

- (1) 高齢者が地域活動に参画しながら、安心して暮らすことができるよう、相談体制の充実・強化を図るとともに、自立支援や介護予防・重度化防止の推進と介護基盤の充実を図ります。
- (2) 障がいのある人や介護が必要な人が社会の一員として生活を送ることができるよう、各種サービスを提供するほか、障がいや認知症に対する地域の理解・支援を深めるため、あいサポート運動の推進や手話通訳などの情報伝達手段の確保、認知症サポーターの養成に取り組みます。また、公共施設等のバリアフリー化を進めます。
- (3) 町内で暮らす外国にルーツを持つ人に対し、日常生活に必要な情報の提供や相互理解を目的とした交流機会づくり、相談体制の充実を図ります。
- (4) 生活上の困難な状況に陥りやすいひとり親家庭などに対し、子育て、生活支援、就労支援などについて総合的な支援を行います。
- (5) 災害発生時等における避難所運営、被災者支援などの面で、女性や子ども、高齢者を含めた多様な考え方が活かされるよう、消防・防災分野における女性の参画を推進します。
- (6) LGBTQなどいわゆる性的マイノリティに対する理解を深めるための啓発を行うとともに、性の多様性に対応したサービスを提供していきます。



(1) 高齢者が暮らしやすい環境の整備

具体的な施策	説明	担当課
自立支援、介護予防・重度化防止の推進	高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止推進のため、各種介護予防事業の実施や生活支援体制の整備を図ります。	福祉課
福祉・介護サービスにおける相談体制の充実・強化	高齢者福祉、介護に関する総合的な相談体制の充実・強化を図ります。	福祉課
高齢者クラブ・シルバー人材センターの支援	高齢者の自立と生きがいをづくり、社会参画に向け、高齢者クラブの活動及びシルバー人材センターによる就労を支援します。	福祉課
認知症サポーターの養成	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成講座を開催します。	福祉課
福祉のまちづくりの促進	公共施設のバリアフリー化を促進します。また、高齢者や身体障がい者などの移動、施設利用に配慮した民間建築物のバリアフリー整備を支援します。	福祉課

(2) 障がい者が暮らしやすい環境の整備

具体的な施策	説明	担当課
障がい者の相談支援、生活支援	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障がい福祉サービス等の提供、福祉用具の給付を行います。	福祉課
障がい者の就業支援	就労継続支援サービス等を給付することにより、障がい者の就業と職場定着を支援します。	福祉課
心と情報のバリアフリー化	障がいの特性を理解してもらうためにあいサポーター研修を実施します。また、手話通訳や要約筆記などの意思疎通支援のための事業に取り組みます。	福祉課
福祉のまちづくりの促進	公共施設のバリアフリー化を促進します。また、高齢者や身体障がい者などの移動、施設利用に配慮した民間建築物のバリアフリー整備を支援します。	福祉課

(3) 外国にルーツをもつ人が暮らしやすい環境の整備

具体的な施策	説明	担当課
外国にルーツをもつ人に対する相談体制の充実	日常生活を送る上での問題を解決するため、外国にルーツをもつ人と町民との交流を通して相互理解を深めるとともに、関係機関との連携を図り、相談窓口などの情報提供や支援を行います。	まちづくり企画課

(4) ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援

具体的な施策	説明	担当課
母子・父子自立支援員の活動	ひとり親家庭などの諸問題の相談窓口として、母子・父子自立支援員の活動を周知し、総合的な支援を行います。	福祉課
経済的支援	児童扶養手当、ひとり親家庭小中学校等入学支度金等の支給、就学援助制度による経済的支援を行います。	福祉課
生活支援	ひとり親家庭等日常生活支援事業、県営住宅等優先入居などによる生活支援を行います。	福祉課
その他の支援	ひとり親家庭相談の実施、湯梨浜町母子会、母子生活支援施設の紹介を行います。	福祉課

(5) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

具体的な施策	説明	担当課
女性消防団員の育成と支援	消防団への女性の参入を促進し、防災への関心と意識、知識、技術などの向上を図ります。	総務課
自主防災組織などへの女性参画の推進	自主防災組織などにおける男女の防災ニーズの違いを反映できるように女性の参画を働きかけ、女性防災士の登用を推進します。	総務課
あらゆるニーズを考慮した被災者支援	被災時・復興時には、女性、子ども、高齢者などのニーズを考慮した被災者支援を行います。	総務課

(6) 性の多様性を尊重した社会システムの構築

具体的な施策	説明	担当課
性の多様性に対する意識啓発	同意のない性的指向・性自認の暴露対策を含め、多様な性のあり方についての社会的な理解促進・環境づくりを推進します。	生涯・学習人権推進課
性の多様性を前提としたサービスの提供	県が実施する「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携し、性の多様性を前提とした各種サービスを提供します。	生涯・学習人権推進課

重点目標5 あらゆる暴力の根絶

<現状と課題>

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)(※1)やドメスティック・バイオレンス(DV)(※2)、ストーカー行為、性暴力、売買春などは重大な人権侵害です。被害者となるのは依然として女性の方が多いたが、近年では、子どもや高齢者、男性に対する暴力も深刻な問題となっています。男女共同参画社会を実現するために、性別や年代に関わらず、すべての人がそれぞれの個性や人権を尊重し合い、あらゆる暴力を防止していくことが必要です。

町民意識調査によると、セクハラについて「直接経験したり、身近に経験した人がいる」と答えた人は男性が9.7%、女性は27.3%、DVについて「直接経験したり、身近に当事者がいる」と答えた人は男性が6.7%、女性は18.1%となっていますが、いずれにおいても半数以上の方がどこ(誰)にも相談していないと回答しています。暴力の中には生命や身体を脅かすような行為が含まれている場合もあり、早期発見、早期対応による発生予防から、被害者の安全確保や自立に向けての支援までの総合的かつ継続的な支援が必要です。また、暴力には、身体的暴力以外にも、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力があることを啓発するとともに、これらの相談窓口についても、さらなる周知を行う必要があります。

暴力やネグレクト(育児放棄、介護放棄)を含む虐待等に係る相談・通報への対応については、関係機関との連携をより一層強化するとともに、成年後見制度の周知と利用促進、あるいは地域包括支援センターの機能強化と周知を図ることが必要です。

あらゆる暴力や虐待等を防止するため、人権侵害についての啓発活動、学校における人権教育に取り組むとともに、関係機関との連携を一層強化し、相談窓口の充実や周知を図ることにより、相談しやすい体制を整備し、早期発見・早期介入から自立までの総合的かつ継続的な支援に努めていくことが必要です。

※1 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

性的嫌がらせ。相手の意に反する性的な言動により、勉強や就労など相手の生活環境を害し、不利益を与えることをいい、男性から女性、女性から男性へはもちろん、同性間でも問題となる。

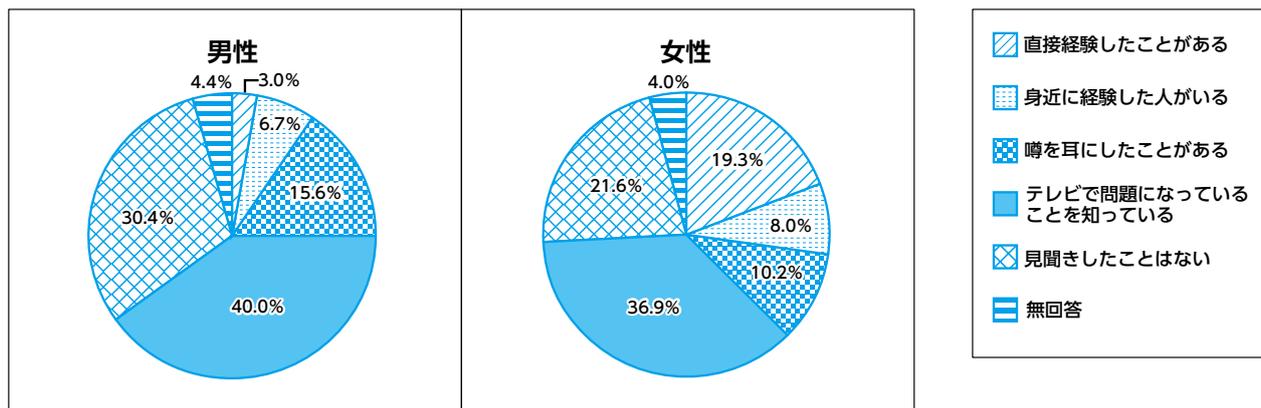
※2 ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など、親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力のこと。

身体的暴力(殴る、蹴る、髪を引っ張るなど)だけでなく、精神的暴力(怒鳴る、無視、交友関係の監視など)、性的暴力(性行為の強要など)、経済的暴力(生活費を渡さないなど)も含む。

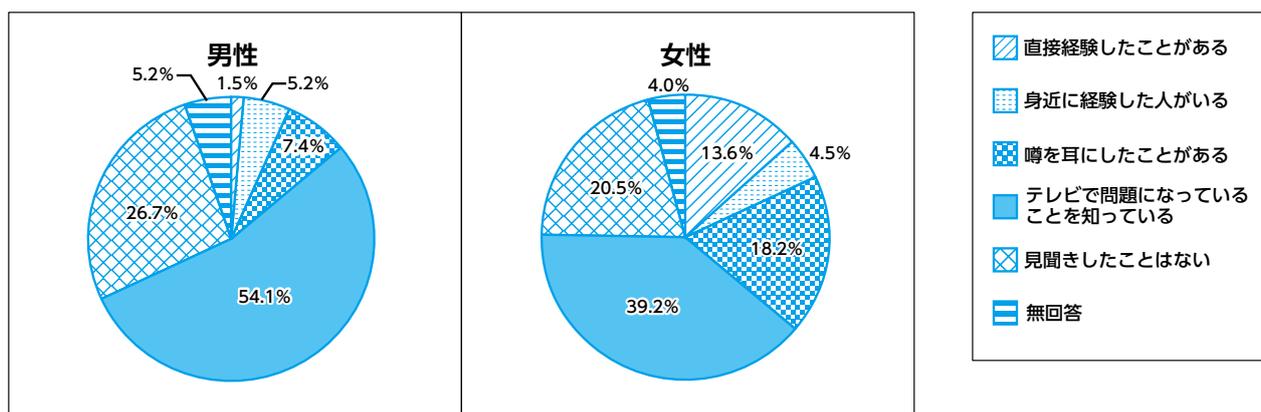
親密な関係になった恋人の間で起きる「暴力で相手を支配しよう」とする行為をデートDVという。

セクハラ経験



令和5年度町民意識調査より

DV経験



令和5年度町民意識調査より

<目標達成の方向性>

あらゆる暴力や虐待等を根絶するための啓発活動・人権教育に取り組むとともに、関係機関との連携強化により、相談窓口の充実や周知を図り、こども家庭センターなど相談しやすい体制づくり、または早期発見・早期介入から自立までの総合的かつ継続的な支援に取り組めます。

(1) 暴力を許さない社会づくり

具体的な施策	説明	担当課
啓発活動の実施	児童虐待防止推進月間、あらゆる暴力をなくす運動、人権週間などに併せて関係機関が連携し、広報紙や街頭などで啓発します。	子育て支援課 福祉課 生涯学習・人権推進課
児童虐待の防止及び被害者支援	児童虐待防止に携わる職員の資質向上及び適切な支援に向けた関係機関の連携を一層進めることにより、児童虐待の防止及び被害者の早期発見・早期支援に対応できる体制を強化します。	子育て支援課
生命の大切さや人間関係力を学ぶ授業の実施	小中学校において、生命の大切さ、相手を思いやる心を育てる授業を行い、言葉の暴力を含めた相手を傷つける行為を絶対に許さない意識の醸成を図ります。	教育総務課 (小中学校)

(2) 安心して相談できる体制づくり

具体的な施策	説明	担当課
「子育て相談電話」の開設	子どもや子育て、児童虐待、DVの電話相談窓口として、「子育て相談電話（※3）」を継続して開設し、子育て世代の不安軽減を図ります。	子育て支援課 福祉課
高齢者総合相談窓口の周知	高齢者虐待や高齢者の権利擁護に関する総合相談窓口として地域包括支援センターを周知するとともに成年後見制度の活用を促進します。	福祉課 (地域包括支援センター)
相談窓口の周知	配偶者からの暴力、離婚、生活困窮などの諸問題についての相談窓口を周知し、総合的な支援を行います。	福祉課
被害者への支援	DV被害者の安全を確保し、自立に向けて関係機関との情報共有・連携により、総合的・継続的な支援を行います。	福祉課
こども家庭センターの設置	子どもの健やかな成長を支えることを目的として、子どもに関するあらゆる問題について、家庭などからの相談に応じ、必要に応じた援助を行います。	子育て支援課

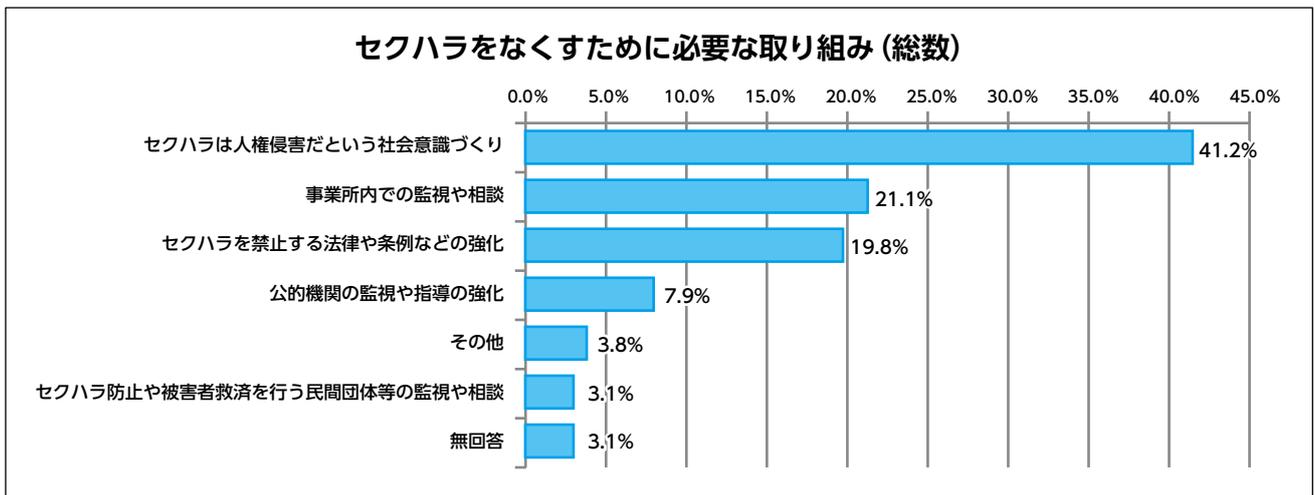
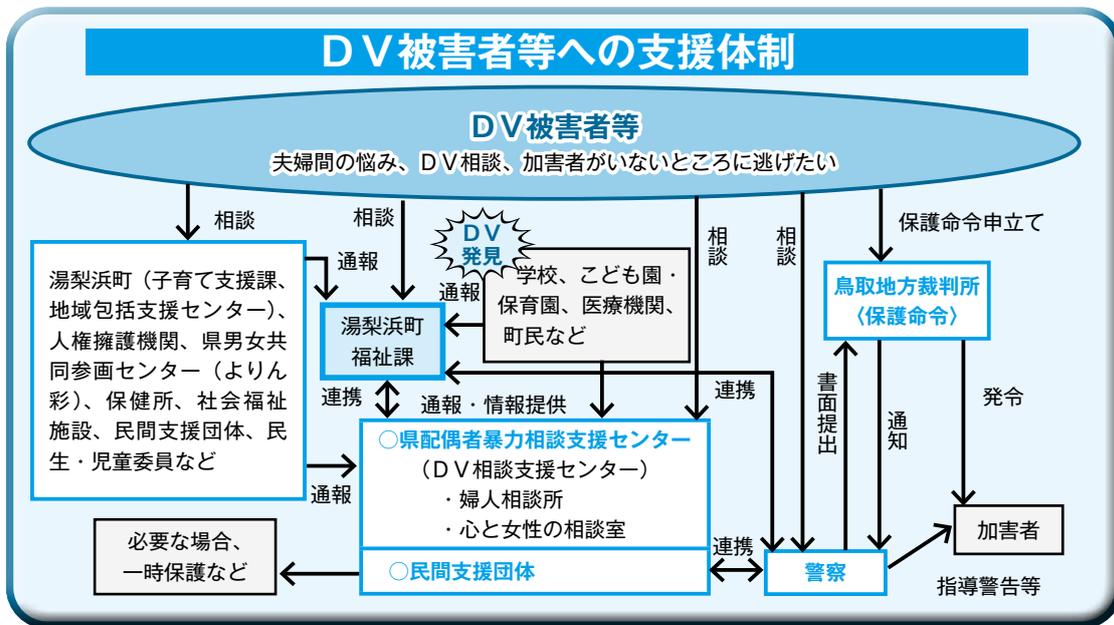
※3 子育て相談電話

子どもや子育て、児童虐待、DV相談の専用電話として24時間開設している。

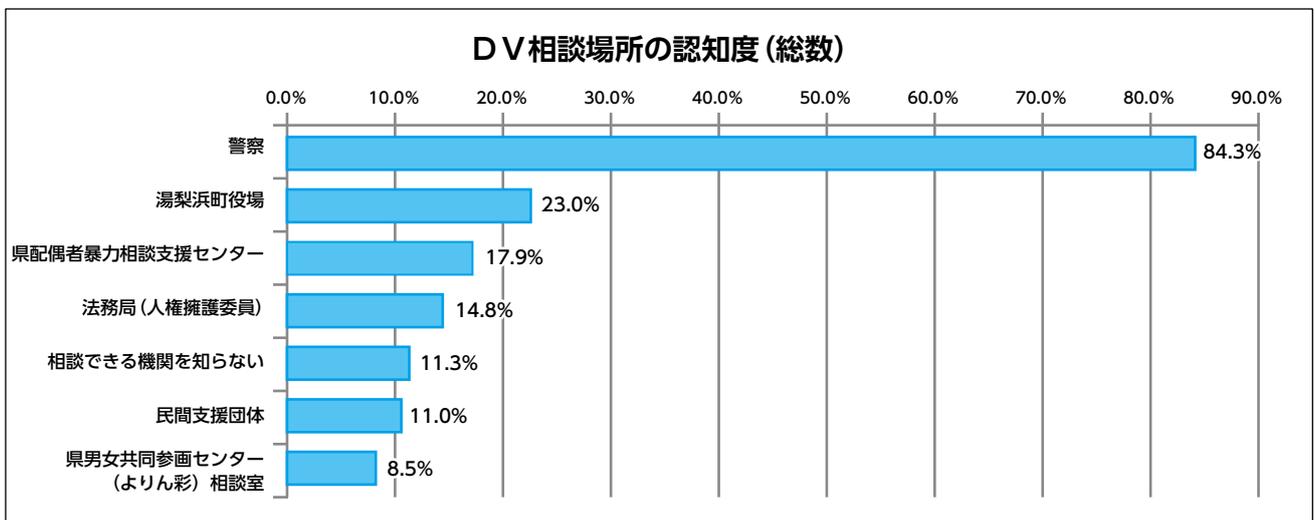
【電話番号】 平日 0858-35-5322 夜間・休日 090-7049-5733

(3) あらゆるハラスメント防止対策の推進

具体的な施策	説明	担当課
人権侵害への対応	相談内容に応じて人権侵害にあたる場合には、人権問題として関係部署と連携し、ハラスメントの根絶と被害者の支援に向けて対応します。	生涯学習・人権推進課



令和5年度町民意識調査より



令和5年度町民意識調査より

重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

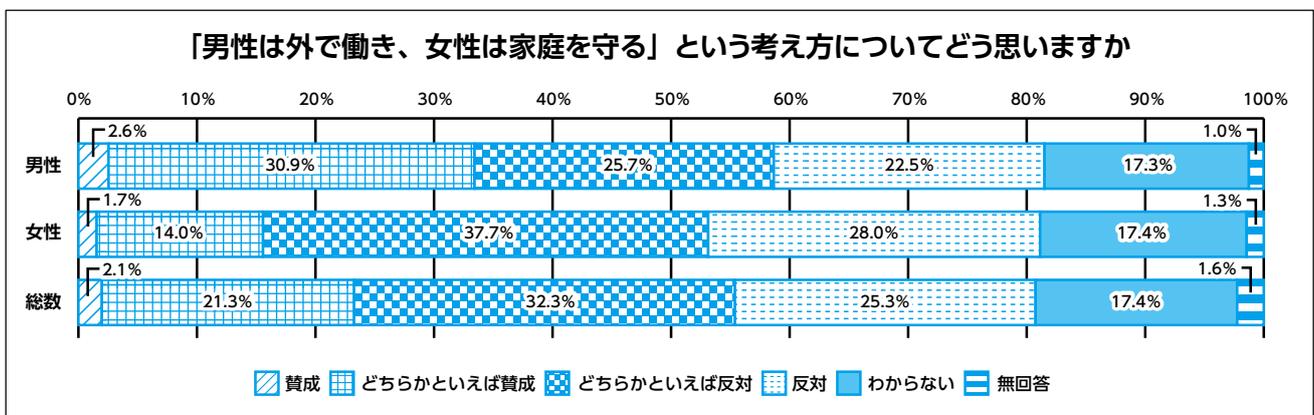
<現状と課題>

町民意識調査によると、男女の地位の平等意識について、「学校教育」の場では約6割の人が平等と感じている一方、「職場」、「町内会・地域」、「政治行政」、「社会通念・習慣」、「社会全体」では、「男性優遇」、「どちらかといえば男性優位」と答えた方の割合が依然として「平等」と感じている人の割合を上回っています。男女共同参画社会を実現していく上で、私たちの意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが大きな障壁となっています。

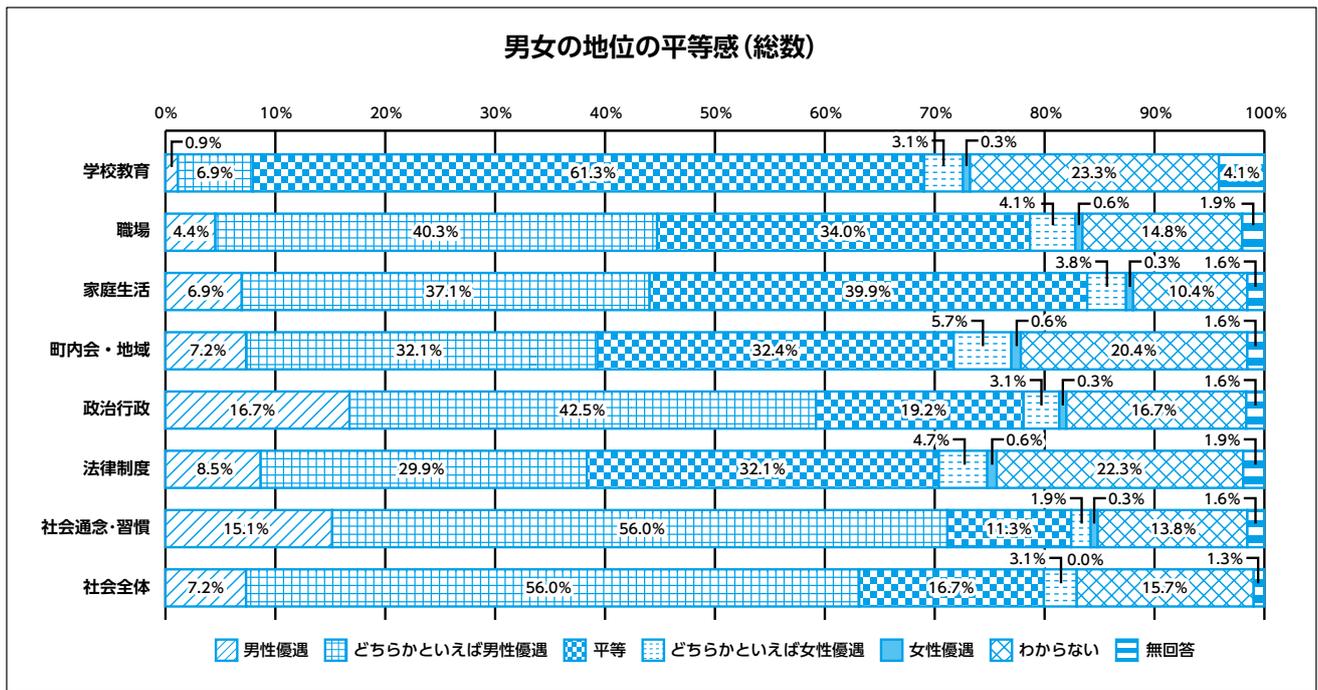
固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向け、男女共同参画を進める必要性について、一人一人の理解の促進と社会の意識改革が不可欠であり、地域、家庭、職場、学校など、さまざまな場面や機会を通じた広報・啓発により男女共同参画についての正しい理解を広げていくことが必要です。また、男女が生涯を通じて男女共同参画の意識を高めるための学習機会を提供していくことや、地域や家庭における男女共同参画への理解を広げていくことも必要です。

男性の家事や子育て・介護をはじめとした家庭生活や地域活動への参画は進みつつあるものの、特に家庭生活では依然として女性とその役割を担う割合が高い状況です。男性が家庭生活や地域活動へ積極的に参画できる環境づくりを進めるためには、家庭、地域、職場などの周囲の意識を変えていくこととともに、家庭や地域に参画する男性の活躍を推進していくことが必要です。

未来を担う子どもたち一人一人が思いやりや自立の意識を育み、自らの意思でその生き方を選択できるよう、その基礎として、子どもの頃から男女共同参画の視点に立った幼児教育・保育を推進していくことが大切です。また、国際化が進展する中で、国際視野に立った男女共同参画社会づくりを推進するため、国際性豊かな人材の育成と一人一人の異文化への理解が必要です。



令和5年度町民意識調査より



令和5年度町民意識調査より

<目標達成の方向性>

固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消のため、各種講座や相談機会を通じた男女共同参画の普及啓発に取り組むとともに、子どもの頃から男女共同参画への理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう、男女共同参画推進に向けた幼児教育、学校教育、家庭教育、社会教育等の充実を図ります

(1) 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発

具体的な施策	説明	担当課
役員への女性登用の働きかけ	企業や団体などにおける女性の活躍事例を収集・提供し、研修などを通して女性の役員登用の働きかけを行います。	産業振興課 まちづくり企画課
男女共同参画研修会の実施(再掲)	企業や団体などを対象とした男女共同参画研修を実施し、意識啓発を図ります。	まちづくり企画課
広報紙などによる啓発(再掲)	広報紙などに男女共同参画週間、「ゆりはま家族の日」など男女共同参画に関する啓発記事を掲載し、意識改革につながる啓発を行います。	まちづくり企画課
男女共同参画フォーラム/ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催(再掲)	湯梨浜町男女共同参画推進会議と協働しながら男女共同参画フォーラムを開催し、男女共同参画の啓発を行います。	まちづくり企画課

(2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進

具体的な施策	説明	担当課
男女平等の理解を深める指導・学習の実施	性別によって決めつけられている習慣などを見直し、学校生活全般を通して性別にかかわらず各自の能力や適性などを発揮し、社会のさまざまな分野で参画していく意識の醸成を目指した指導を行います。また、情報技術が発展する現代において、情報モラルや情報リテラシー（※1）研修の実施など、さまざまな情報を自分の判断で見分けられる能力を身につける学習を行います。	教育総務課 (小中学校)
PTA研修などの実施	子どもの頃から男女共同参画への意識を高め、理解を深めていくため、PTA研修などを通して日常的に家庭生活の中でも男女の能力や適性を尊重し、性別による固定観念を排除する環境づくりと意識の醸成を図ります。	教育総務課
人権学習の充実	各こども園、保育園などにおいて男女を問わず人を大切にする人権学習を通して理解を深めます。	子育て支援課 (こども園等)
家庭教育の充実	家庭において、これまで性別によって固定化されやすかった家事・育児・介護などの役割分担を解消するため、子どもの頃からさまざまな体験を通して、家族で協力して役割分担できるよう家庭教育の充実を図ります。	子育て支援課 (こども園等)

※1 情報リテラシー

情報を自己の目的に適合するよう使用できる能力のこと。



(3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供

具体的な施策	説明	担当課
男女平等の理解を深める指導・学習の実施 (再掲)	性別によって決めつけられている習慣などを見直し、学校生活全般を通して性別にかかわらず各自の能力や適性などを発揮し、社会のさまざまな分野で参画していく意識の醸成を目指した指導を行います。また、情報技術が発展する現代において、情報モラルや情報リテラシー研修の実施など、さまざまな情報を自分の判断で見分けられる能力を身につける学習を行います。	教育総務課 (小中学校)
保育士などの研修の充実	子どもたちが、性別にとらわれない仲間づくりや自己表現、コミュニケーション力を養えるよう、各こども園・保育園の園内研修や町全体の保育士研修を充実し、保育士の男女共同参画に対する理解を促進します。	子育て支援課 (こども園等)
人権学習の充実 (再掲)	各こども園・保育園などにおいて男女を問わず人を大切にする人権学習を通して理解を深めます。	子育て支援課 (こども園等)
「ゆりはま家族の日」作品募集	「ゆりはま家族の日」の取り組みや出来事などを作品として募集し、入賞作品を表彰することで、男女共同参画意識の醸成を図ります。	生涯学習・人権推進課
学習機会や情報の提供	あらゆる世代で男女が生涯にわたりその能力を高めることのできる学習の場を、男女共同参画の視点を取り入れながら提供します。	生涯学習・人権推進課
「ゆりはま家族の日」の普及 (再掲)	家庭における役割分担について見直す機会として、「ゆりはま家族の日」の普及を図ります。	まちづくり企画課
家庭教育の充実 (再掲)	家庭において、これまで性別によって固定化されやすかった家事・育児・介護などの役割分担を解消するため、子どもの頃からさまざまな体験を通して、家族で協力して役割分担できるよう家庭教育の充実を図ります。	子育て支援課 (こども園等)
住民主体の学習会等への支援	男女共同参画に関する知識等の向上を目的とした学習会等の活動を支援します。	まちづくり企画課



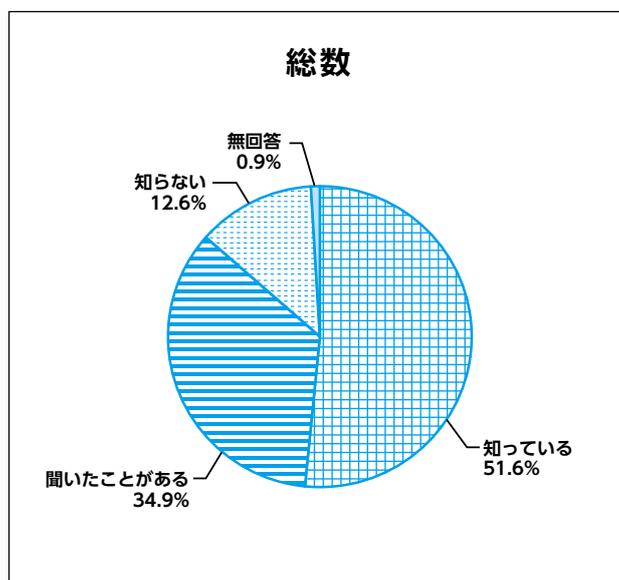
(4) 男性の家庭生活・地域活動への参画促進

具体的な施策	説明	担当課
男性の家庭・地域活動への参画啓発	男性が家庭・地域活動へ参画しやすい環境をつくるため、家事・子育て・介護、地域活動に参画する取組事例を紹介することにより、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消、ワーク・ライフ・バランスを推進する啓発を行います。	まちづくり企画課 子育て支援課 福祉課 生涯学習・人権推進課
子育て応援フェスタの開催（再掲）	地域の子育て関係団体が出展して、家族みんなが楽しむことができるお祭りイベントを開催し、子育て世代同士が交流を深めることで、核家族化が進む子育て世代の孤独感や孤立感を解消する契機とします。	子育て支援課
ハッピー子育て講座の開催	親子のスキンシップや救命救急などの子育てのノウハウを夫と妻が学ぶなど、充実した子育ての支援を行います。	子育て支援課
「ゆりはま家族の日」の普及（再掲）	家庭における役割分担を見直す機会として、「ゆりはま家族の日」の普及を図ります。	まちづくり企画課
伴走型相談支援の充実（再掲）	全ての妊婦や子育て家庭に寄り添った相談体制を構築し、妊娠期から出産・産後、育児期といった各段階できめ細かく関わることで、困っている妊婦や子育て中の親に対し、ニーズに即した支援を切れ目なく行います。	子育て支援課

(5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

具体的な施策	説明	担当課
国際交流事業の展開	姉妹都市交流推進事業（アロハフレンドシップ）によるハワイ郡との国際交流により、国際的な視野で男女共同参画に関する理解を図ります。	まちづくり企画課

「男女共同参画」の認知度



令和5年度町民意識調査より

第3章 プランの推進体制

1 町における推進体制の充実

(1) 湯梨浜町男女共同参画行政推進会議

庁内の各部署が連携しながら性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくりに関する施策を総合的かつ効率的に推進します。あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れながら、性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくりプランに関する施策の点検、進捗管理や具体的な取り組みについて議論します。

(2) 湯梨浜町男女共同参画ワーキンググループ

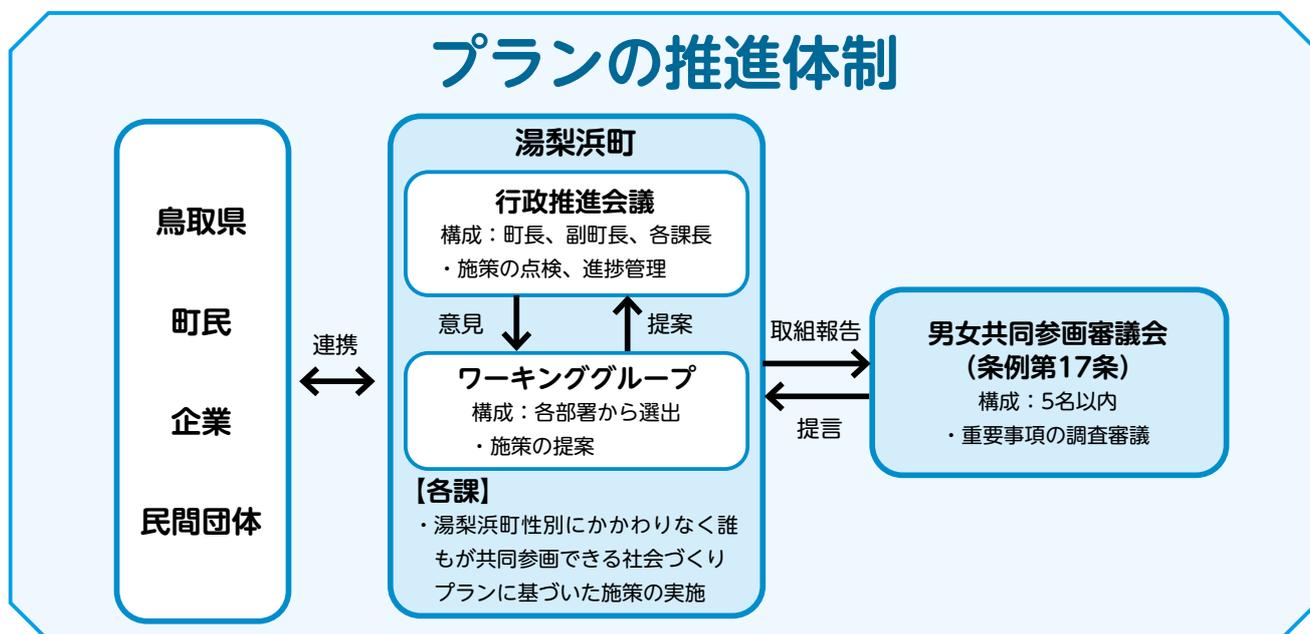
男女共同参画についての情報と問題意識を共有し、庁内の連携体制を強化するとともに、問題解決のための新たな施策などを提案します。

(3) 湯梨浜町男女共同参画審議会（湯梨浜町男女共同参画条例第17条～21条）

性別にかかわらず誰もが共同参画できるに関する重要事項を調査審議するため、町の附属機関として設置しています。審議会の委員は、男女双方の意見を反映させるため、男女いずれかが3割未満とならないこととしています。男女共同参画施策の推進状況について審議し、町に提言します。

2 県、町民、企業、民間団体などとの連携強化

性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会を実現するためには、家庭、地域、職場など社会のさまざまな場面で取り組みを進めていくことが必要です。このため、県、町民、企業、民間団体などとの連携を強化し、一体となった取り組みを推進します。



(参 考 资 料)

プランの数値目標

基本テーマ1 男女が共に活躍できるまちづくり（湯梨浜町女性活躍推進計画）

項 目	現状		目標値	
鳥取県男女共同参画推進企業認定企業数	19事業所	R5	25事業所以上	R10
男女共同参画推進企業のうちイクボス宣言企業数	17事業所	R5	25事業所以上	R10
輝く女性活躍パワーアップ企業登録数	4事業所	R5	10事業所以上	R10
職場において男女の地位が平等であると考える人の割合	34.0%	R5	50%以上	R10
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を知っている町民の割合	43.7%	R5	50%以上	R10
地方自治法に基づく審議会・委員会などにおける女性委員の割合	32.0%	R5	40%以上	R10
固定的性別役割分担の考え方に反対する人の割合	55.3%	R5	65%以上	R10
男女共同参画に関する研修会、講習会に参加したことがある男性の割合	19.3%	R5	25%以上	R10

基本テーマ2 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

項 目	現状		目標値	
障がい者実雇用率（民間企業）	2.24%	R5	2.7%以上	R10
湯梨浜町役場においてDV相談ができることを知っている町民の割合	23.0%	R5	30%以上	R10
LGBTQを知っている町民の割合	44.0%	R5	50%以上	R10

基本テーマ3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

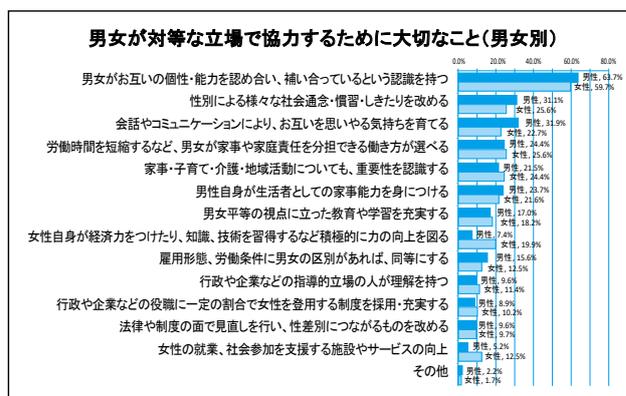
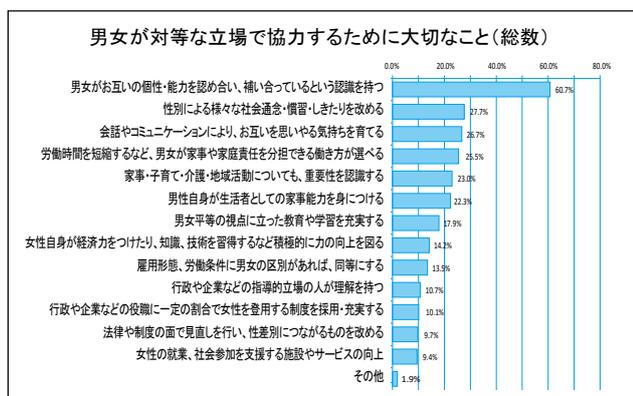
項 目	現 状		目 標 値	
	割合	現状	割合	現状
男女共同参画を知っている町民の割合	51.6%	R5	80%以上	R10
男女共同参画週間を知っている町民の割合	14.8%	R5	20%以上	R10
ゆりはま家族の日を知っている町民の割合	13.2%	R5	20%以上	R10
町男女共同参画フォーラムを知っている町民の割合	14.5%	R5	25%以上	R10
社会通念・習慣において男女の地位が平等であると考え る人の割合	11.3%	R5	25%以上	R10
町内会や地域において男女の地位が平等であると考え る人の割合	32.4%	R5	45%以上	R10



町民意識調査結果 (抜粋)

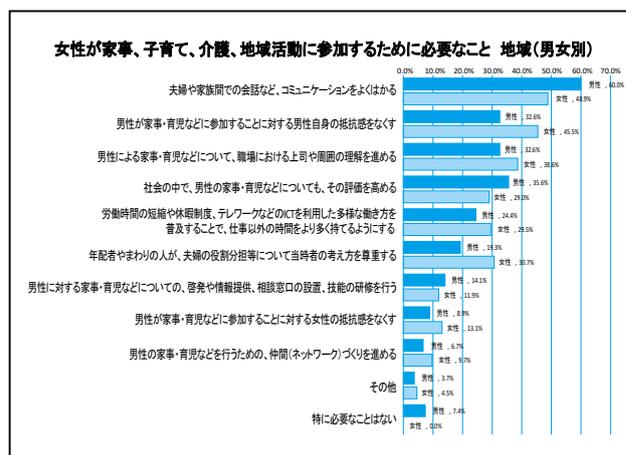
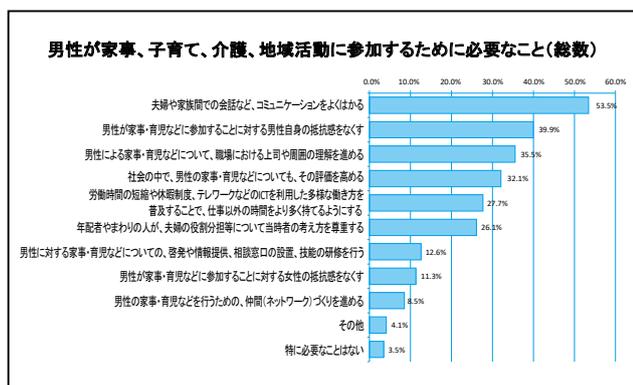
問2 あなたは、男女が平等な立場で協力しあっていくためには、どんなことが大切だと思いますか。3つ以内で選んでください。

	回答数			総数	割合		
	男性	女性	無記入		男性	女性	総数
男女がお互いの個性・能力を認め合い、補い合っているという認識を持つ	86	105	2	193	63.7%	59.7%	60.7%
性別による様々な社会通念・慣習・しきたりを改める	42	45	1	88	31.1%	25.6%	27.7%
会話やコミュニケーションにより、お互いを思いやる気持ちを育てる	43	40	2	85	31.9%	22.7%	26.7%
労働時間を短縮するなど、男女が家事や家庭責任を分担できる働き方が選べる	33	45	3	81	24.4%	25.6%	25.5%
家事・子育て・介護・地域活動についても、重要性を認識する	29	43	1	73	21.5%	24.4%	23.0%
男性自身が生活者としての家事能力を身につける	32	38	1	71	23.7%	21.6%	22.3%
男女平等の視点に立った教育や学習を充実する	23	32	2	57	17.0%	18.2%	17.9%
女性自身が経済力をつけたり、知識、技術を習得するなど積極的に力の向上を図る	10	35	0	45	7.4%	19.9%	14.2%
雇用形態、労働条件に男女の区別があれば、同等にする	21	22	0	43	15.6%	12.5%	13.5%
行政や企業などの指導的立場の人が理解を持つ	13	20	1	34	9.6%	11.4%	10.7%
行政や企業などの役割に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実する	12	18	2	32	8.9%	10.2%	10.1%
法律や制度の面で見直しを行い、性差別につながるものを改める	13	17	1	31	9.6%	9.7%	9.7%
女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの向上	7	22	1	30	5.2%	12.5%	9.4%
その他	3	3	0	6	2.2%	1.7%	1.9%



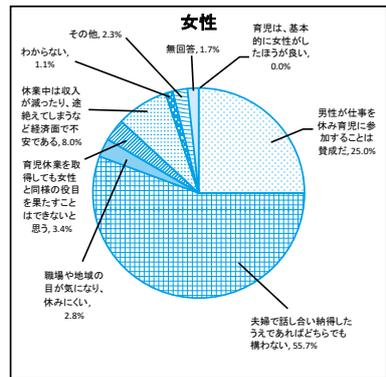
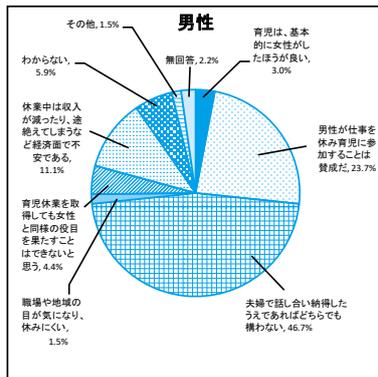
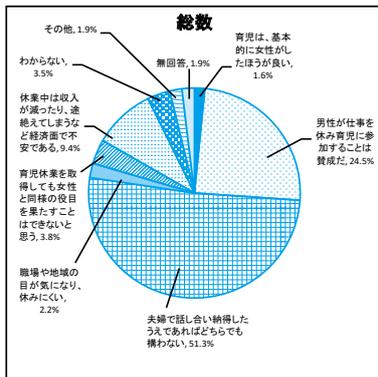
問6 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。3つ選んでください。

	回答数			総数	割合		
	男性	女性	無記入		男性	女性	総数
夫婦や家族間での会話など、コミュニケーションをよくはかる	81	86	3	170	60.0%	48.9%	53.5%
男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす	44	80	3	127	32.6%	45.5%	39.9%
男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進める	44	68	1	113	32.6%	38.6%	35.5%
社会の中で、男性の家事・育児などについても、その評価を高める	48	51	3	102	35.6%	29.0%	32.1%
労働時間の短縮や休暇制度、テレワークなどのICTを利用した多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする	33	52	3	88	24.4%	29.5%	27.7%
年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等について当事者の考え方を尊重する	26	54	3	83	19.3%	30.7%	26.1%
男性に対する家事・育児などについての、啓発や情報提供、相談窓口の設置、技能の研修を行う	19	21	0	40	14.1%	11.9%	12.6%
男性が家事・育児などに参加することに対する女性の抵抗感をなくす	12	23	1	36	8.9%	13.1%	11.3%
男性の家事・育児などを行うための、仲間(ネットワーク)づくりを進める	9	17	1	27	6.7%	9.7%	8.5%
その他	5	8	0	13	3.7%	4.5%	4.1%
特に必要なことはない	10	0	1	11	7.4%	0.0%	3.5%



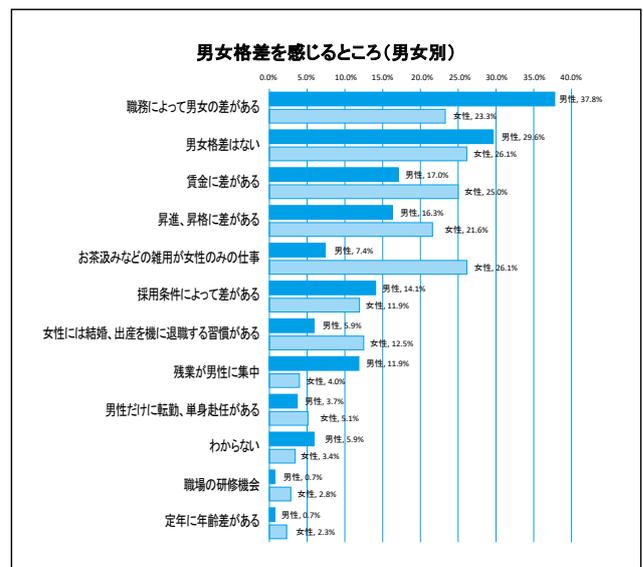
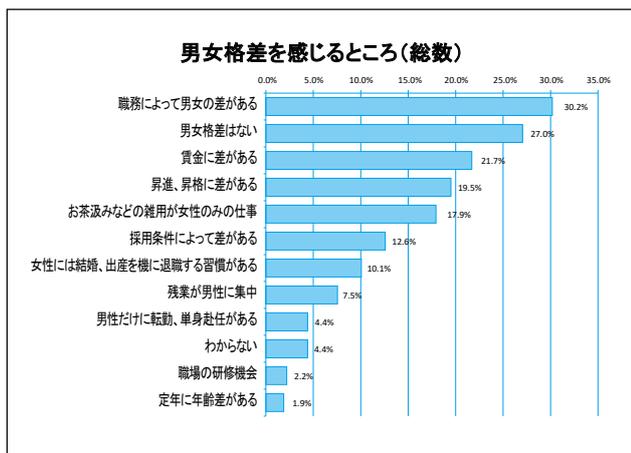
問9 男性が育児のため、一定期間仕事を休むこと(育児休業)について、あなたはどのように思われますか。1つ選んでください。

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
育児は、基本的に女性がしたほうが良い	4	0	1	5	3.0%	0.0%	1.6%
男性が仕事を休み育児に参加することは賛成だ	32	44	2	78	23.7%	25.0%	24.5%
夫婦で話し合い納得したうえでであればどちらも構わない	63	98	2	163	46.7%	55.7%	51.3%
職場や地域の目が気になり、休みにくい	2	5	0	7	1.5%	2.8%	2.2%
育児休業を取得しても女性と同様の役目を果たすことはできないと思う	6	6	0	12	4.4%	3.4%	3.8%
休業中は収入が減ったり、途絶えてしまうなど経済面で不安である	15	14	1	30	11.1%	8.0%	9.4%
わからない	8	2	1	11	5.9%	1.1%	3.5%
その他	2	4	0	6	1.5%	2.3%	1.9%
無回答	3	3	0	6	2.2%	1.7%	1.9%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



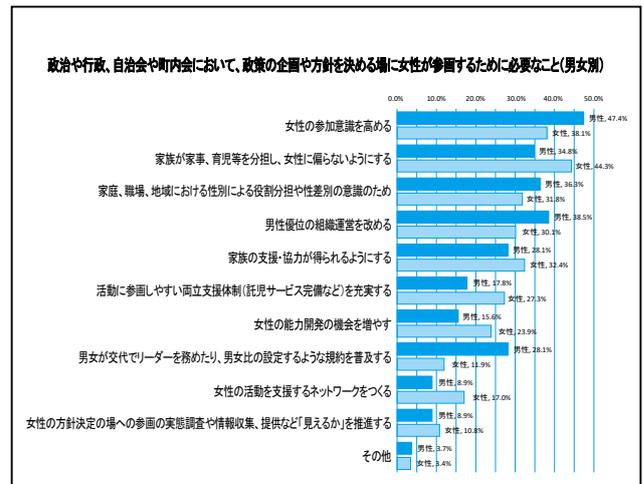
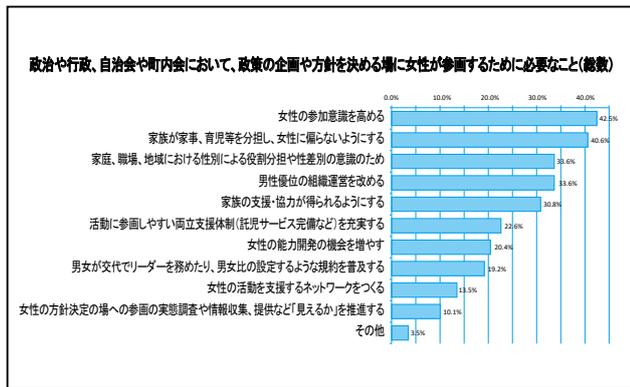
問12 あなたの職場において、男女格差があるとすれば、どのようなことですか。あてはまるものすべてを選んでください。

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
職務によって男女の差がある	51	41	4	96	37.8%	23.3%	30.2%
男女格差はない	40	46	0	86	29.6%	26.1%	27.0%
賃金に差がある	23	44	2	69	17.0%	25.0%	21.7%
昇進、昇格に差がある	22	38	2	62	16.3%	21.6%	
お茶汲みなどの雑用が女性のみの仕事	10	46	1	57	7.4%	26.1%	17.9%
採用条件によって差がある	19	21	0	40	14.1%	11.9%	12.6%
女性には結婚、出産を機に退職する習慣がある	8	22	2	32	5.9%	12.5%	10.1%
残業が男性に集中	16	7	1	24	11.9%	4.0%	7.5%
男性だけに転勤、単身赴任がある	5	9	0	14	3.7%	5.1%	4.4%
わからない	8	6	0	14	5.9%	3.4%	4.4%
職場の研修機会	1	5	1	7	0.7%	2.8%	2.2%
定年に年齢差がある	1	4	1	6	0.7%	2.3%	1.9%



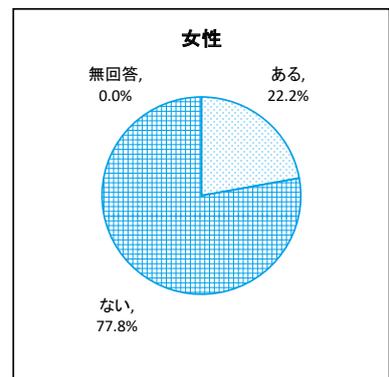
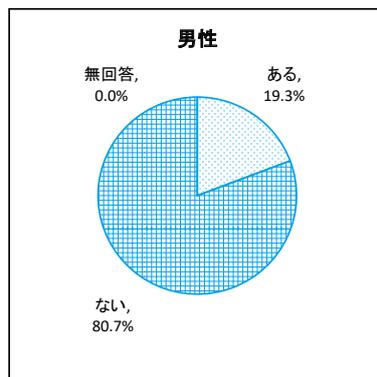
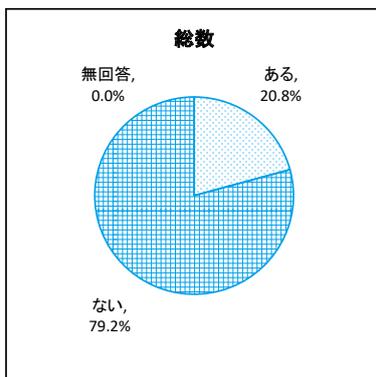
問18 政治や行政、自治会や町内会において、政策の企画や方針を決める場に女性の参画していくためには、どのようなこと必要だと思いますか。3つを選んでください。

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
女性の参加意識を高める	64	67	4	135	47.4%	38.1%	42.5%
家族が家事、育児等を分担し、女性に偏らないようにする	47	78	4	129	34.8%	44.3%	40.6%
家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識のため	49	56	2	107	36.3%	31.8%	33.6%
男性優位の組織運営を改める	52	53	2	107	38.5%	30.1%	33.6%
家族の支援・協力が得られるようにする	38	57	3	98	28.1%	32.4%	30.8%
活動に参画しやすい両立支援体制(託児サービス完備など)を充実する	24	48	0	72	17.8%	27.3%	22.6%
女性の能力開発の機会を増やす	21	42	2	65	15.6%	23.9%	20.4%
男女が交代でリーダーを務めたり、男女比の設定するような規約を普及する	38	21	2	61	28.1%	11.9%	19.2%
女性の活動を支援するネットワークをつくる	12	30	1	43	8.9%	17.0%	13.5%
女性の方針決定の場への参画の実態調査や情報収集、提供など「見えるか」を推進する	12	19	1	32	8.9%	10.8%	10.1%
その他	5	6	0	11	3.7%	3.4%	3.5%



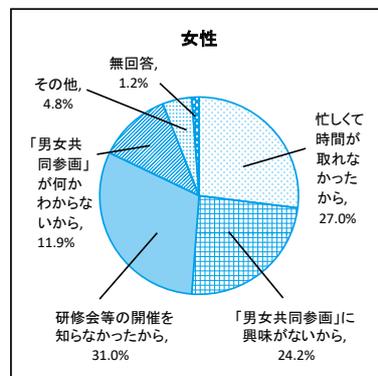
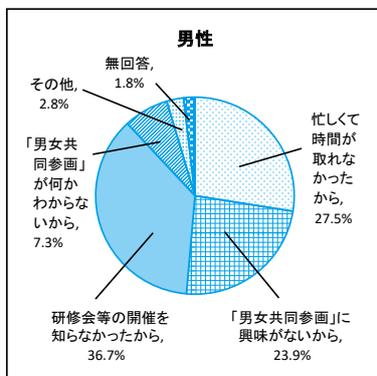
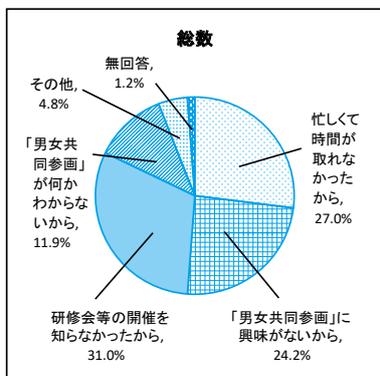
問19 町などが実施する男女共同参画に関する研修会、講演会等に参加されたことがありますか。

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
ある	26	39	1	66	19.3%	22.2%	20.8%
ない	109	137	6	252	80.7%	77.8%	79.2%
無回答	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



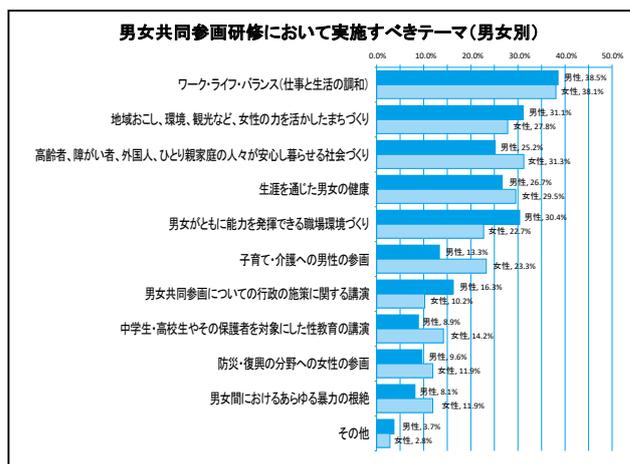
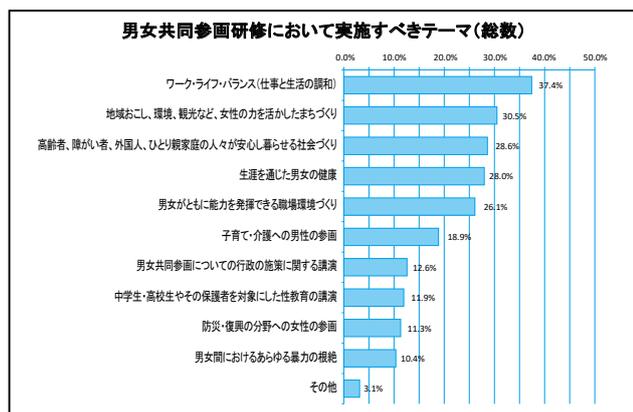
問19-1 問19で「ない」と答えた方。参加したことがない最も大きな理由は何ですか。

	回答数			総数	割合		
	男性	女性	無記入		男性	女性	総数
忙しくて時間が取れなかったから	30	35	3	68	27.5%	25.5%	27.0%
「男女共同参画」に興味がないから	26	34	1	61	23.9%	24.8%	24.2%
研修会等の開催を知らなかったから	40	36	2	78	36.7%	26.3%	31.0%
「男女共同参画」が何かわからないから	8	22	0	30	7.3%	16.1%	11.9%
その他	3	9	0	12	2.8%	6.6%	4.8%
無回答	2	1	0	3	1.8%	0.7%	1.2%
合計	109	137	6	252	100.0%	100.0%	100.0%



問20 参加してみたい・実施するべきと思われるテーマを選んでください。3つ以内で選んでください。

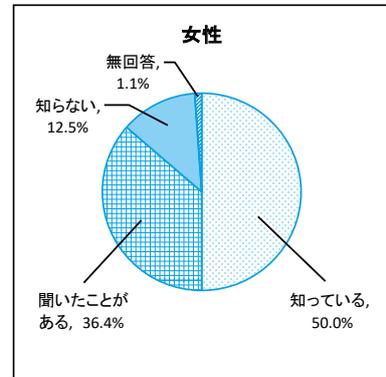
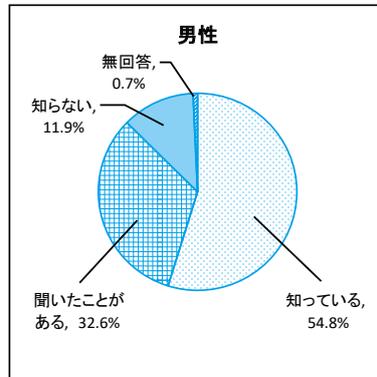
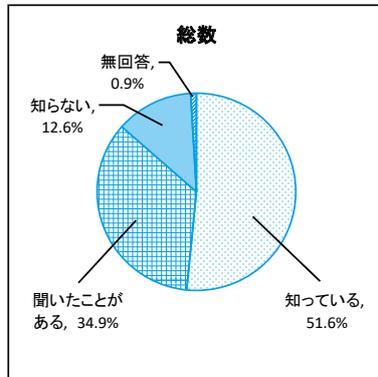
	回答数			総数	割合		
	男性	女性	無記入		男性	女性	総数
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	52	67	0	119	38.5%	38.1%	37.4%
地域おこし、環境、観光など、女性の力を活かしたまちづくり	42	49	6	97	31.1%	27.8%	30.5%
高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭の人々が安心して暮らせる社会づくり	34	55	2	91	25.2%	31.3%	28.6%
生涯を通じた男女の健康	36	52	1	89	26.7%	29.5%	28.0%
男女がともに能力を発揮できる職場環境づくり	41	40	2	83	30.4%	22.7%	26.1%
子育て・介護への男性の参画	18	41	1	60	13.3%	23.3%	18.9%
男女共同参画についての行政の施策に関する講演	22	18	0	40	16.3%	10.2%	12.6%
中学生・高校生やその保護者を対象にした性教育の講演	12	25	1	38	8.9%	14.2%	11.9%
防災・復興の分野への女性の参画	13	21	2	36	9.6%	11.9%	11.3%
男女間におけるあらゆる暴力の根絶	11	21	1	33	8.1%	11.9%	10.4%
その他	5	5	0	10	3.7%	2.8%	3.1%



問21 次の言葉や取り組みについて知っていますか。

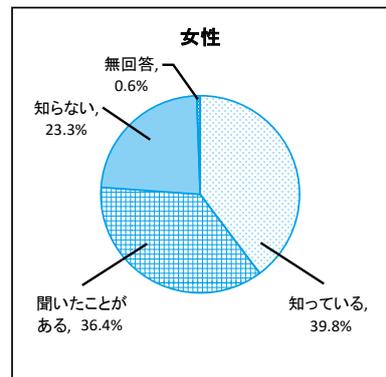
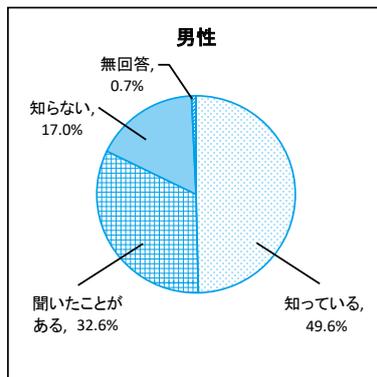
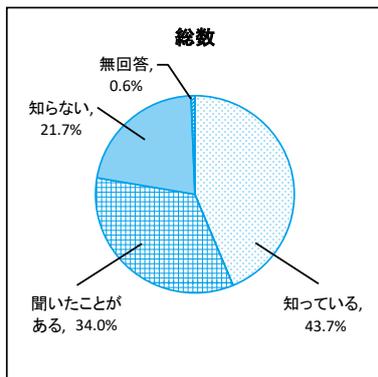
【男女共同参画社会】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	74	88	2	164	54.8%	50.0%	51.6%
聞いたことがある	44	64	3	111	32.6%	36.4%	34.9%
知らない	16	22	2	40	11.9%	12.5%	12.6%
無回答	1	2	0	3	0.7%	1.1%	0.9%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



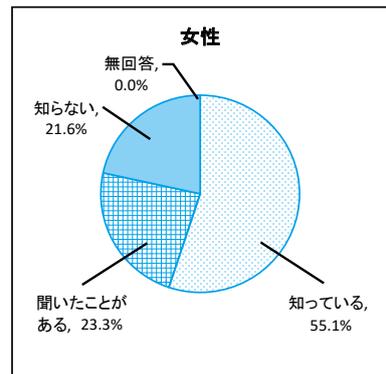
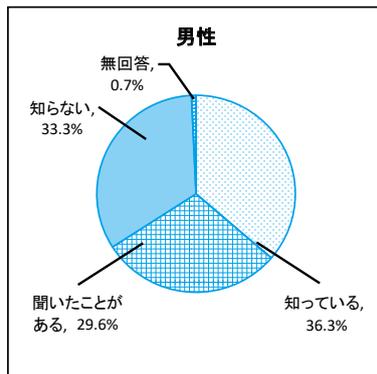
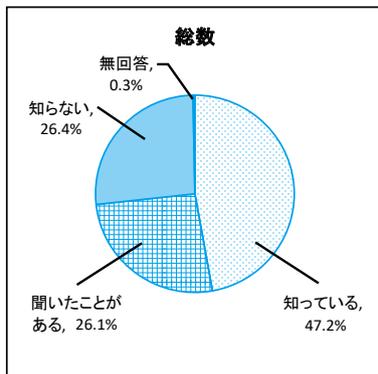
【ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	67	70	2	139	49.6%	39.8%	43.7%
聞いたことがある	44	64	0	108	32.6%	36.4%	34.0%
知らない	23	41	5	69	17.0%	23.3%	21.7%
無回答	1	1	0	2	0.7%	0.6%	0.6%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



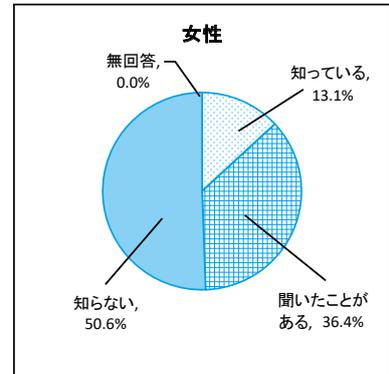
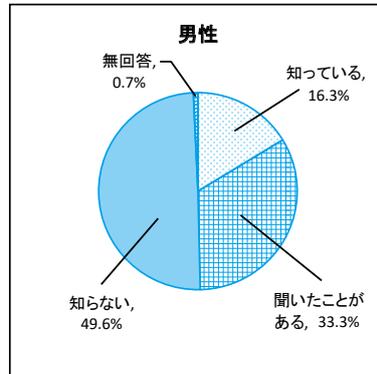
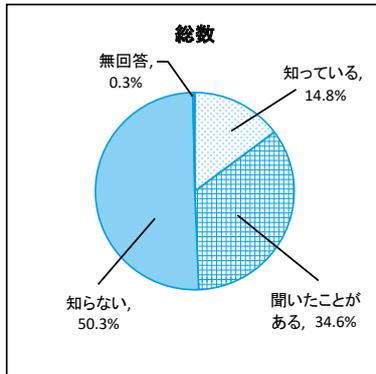
【デートDV】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	49	97	4	150	36.3%	55.1%	47.2%
聞いたことがある	40	41	2	83	29.6%	23.3%	26.1%
知らない	45	38	1	84	33.3%	21.6%	26.4%
無回答	1	0	0	1	0.7%	0.0%	0.3%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



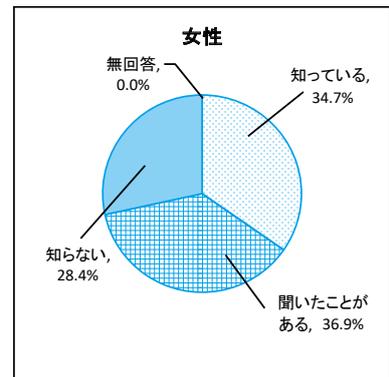
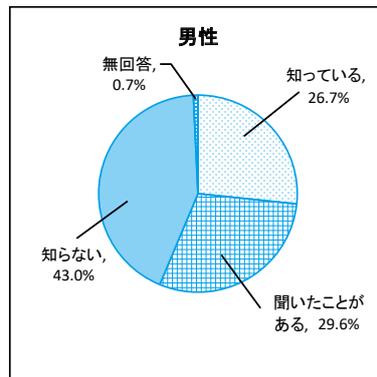
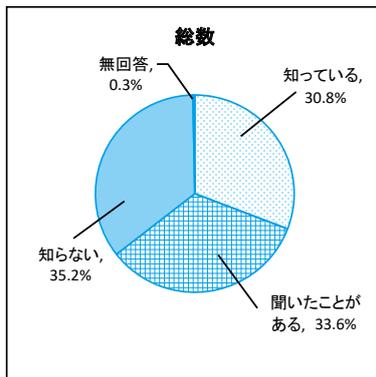
【男女共同参画週間】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	22	23	2	47	16.3%	13.1%	14.8%
聞いたことがある	45	64	1	110	33.3%	36.4%	34.6%
知らない	67	89	4	160	49.6%	50.6%	50.3%
無回答	1	0	0	1	0.7%	0.0%	0.3%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



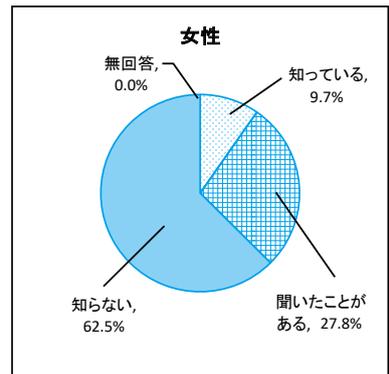
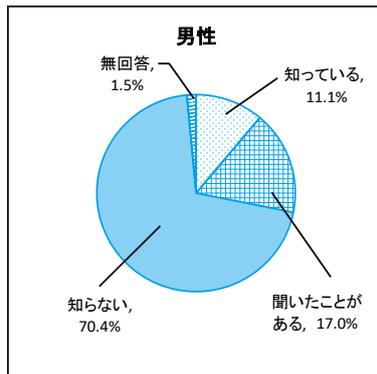
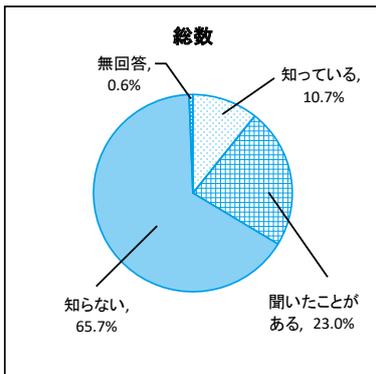
【鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	36	61	1	98	26.7%	34.7%	30.8%
聞いたことがある	40	65	2	107	29.6%	36.9%	33.6%
知らない	58	50	4	112	43.0%	28.4%	35.2%
無回答	1	0	0	1	0.7%	0.0%	0.3%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



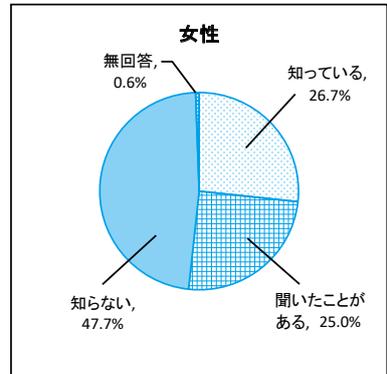
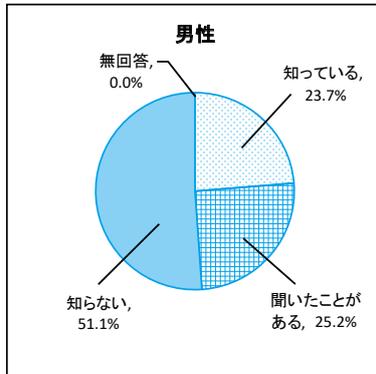
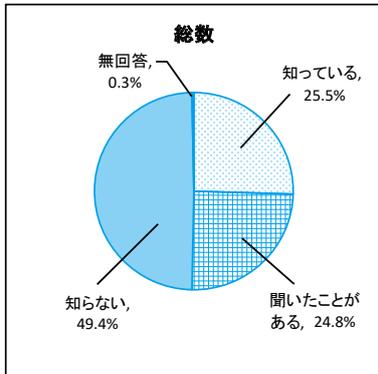
【鳥取県配偶者暴力相談支援センター】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	15	17	2	34	11.1%	9.7%	10.7%
聞いたことがある	23	49	1	73	17.0%	27.8%	23.0%
知らない	95	110	4	209	70.4%	62.5%	65.7%
無回答	2	0	0	2	1.5%	0.0%	0.6%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



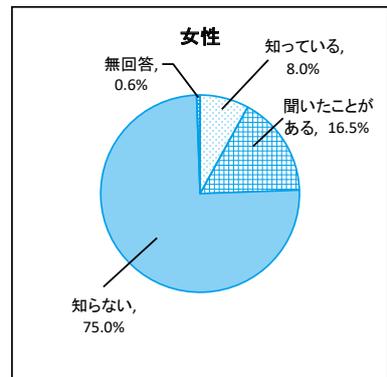
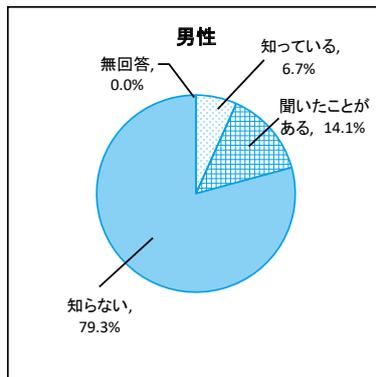
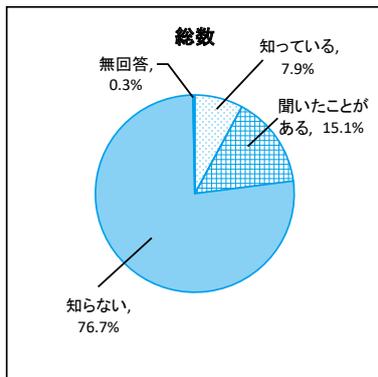
【イクボス】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	32	47	2	81	23.7%	26.7%	25.5%
聞いたことがある	34	44	1	79	25.2%	25.0%	24.8%
知らない	69	84	4	157	51.1%	47.7%	49.4%
無回答	0	1	0	1	0.0%	0.6%	0.3%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



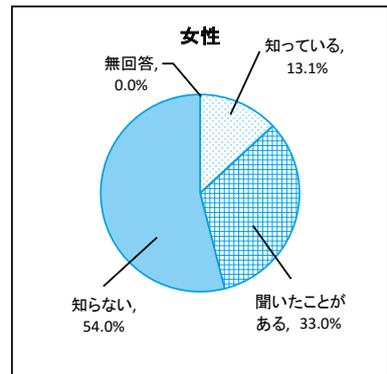
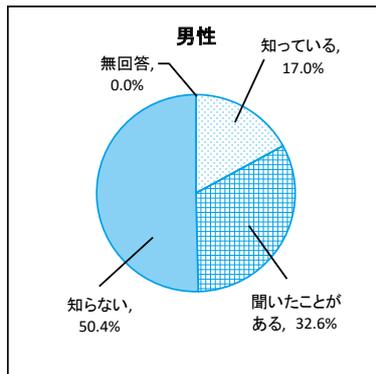
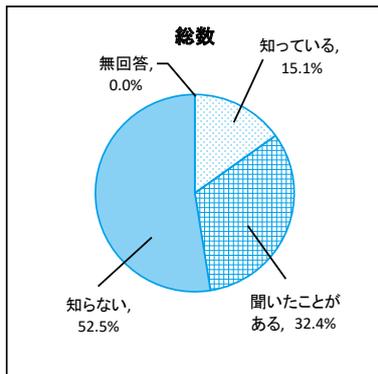
【ファミボス】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	32	47	2	81	23.7%	26.7%	25.5%
聞いたことがある	34	44	1	79	25.2%	25.0%	24.8%
知らない	69	84	4	157	51.1%	47.7%	49.4%
無回答	0	1	0	1	0.0%	0.6%	0.3%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



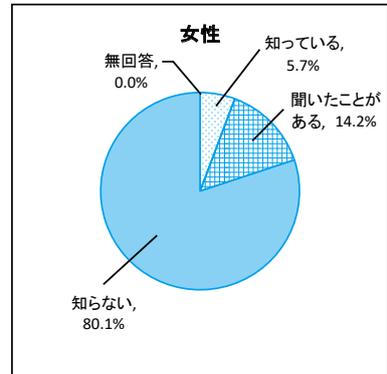
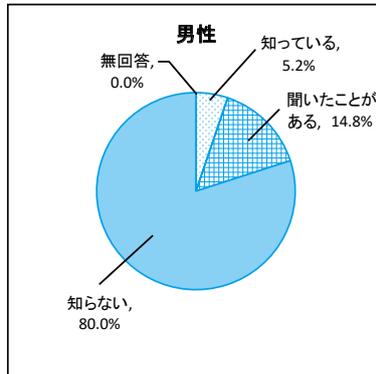
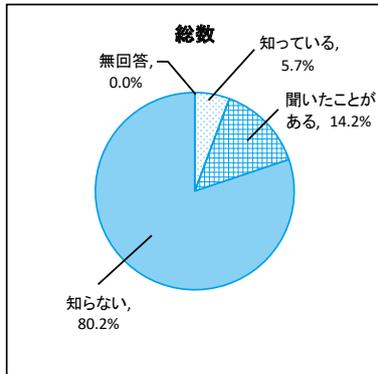
【男女共同参画推進企業】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	23	23	2	48	17.0%	13.1%	15.1%
聞いたことがある	44	58	1	103	32.6%	33.0%	32.4%
知らない	68	95	4	167	50.4%	54.0%	52.5%
無回答	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



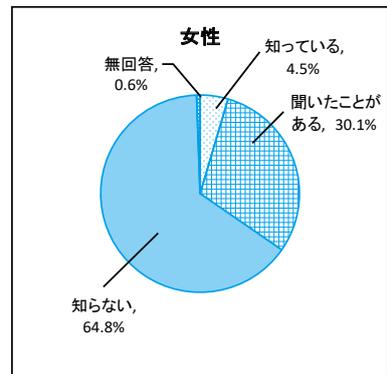
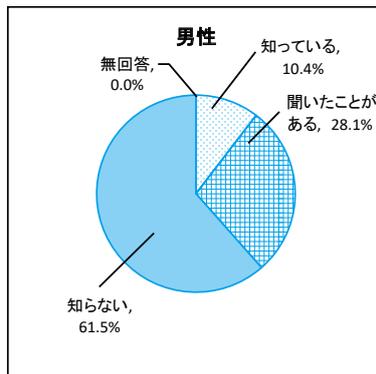
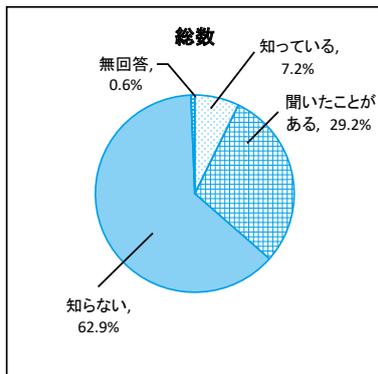
【輝く女性活躍パワーアップ企業】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	7	10	1	18	5.2%	5.7%	5.7%
聞いたことがある	20	25	0	45	14.8%	14.2%	14.2%
知らない	108	141	6	255	80.0%	80.1%	80.2%
無回答	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



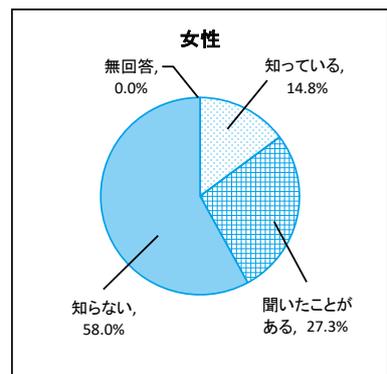
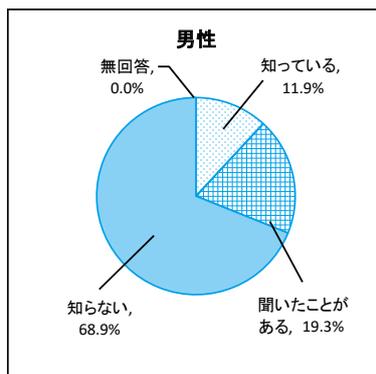
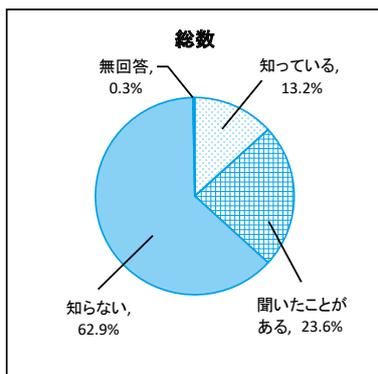
【湯梨浜町男女共同参画条例】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	14	8	1	23	10.4%	4.5%	7.2%
聞いたことがある	38	53	2	93	28.1%	30.1%	29.2%
知らない	83	114	3	200	61.5%	64.8%	62.9%
無回答	0	1	1	2	0.0%	0.6%	0.6%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



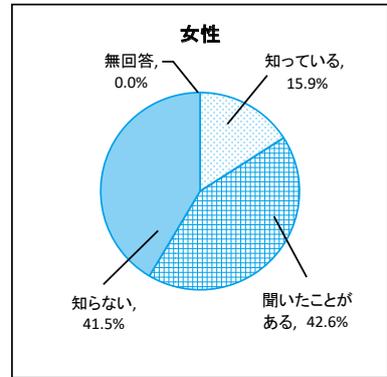
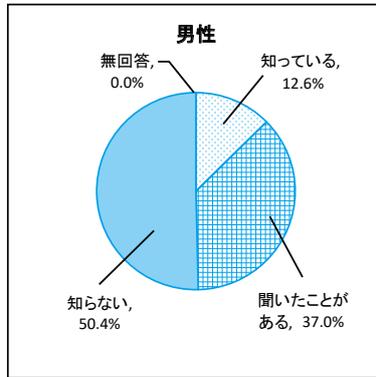
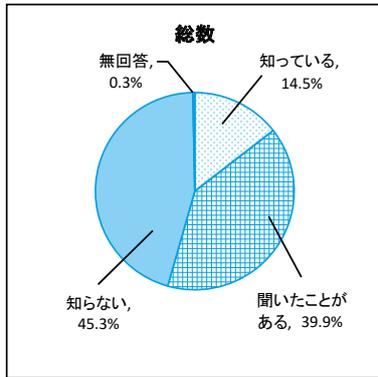
【ゆりはま家族の日（家族の週間）】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	16	26	0	42	11.9%	14.8%	13.2%
聞いたことがある	26	48	1	75	19.3%	27.3%	23.6%
知らない	93	102	5	200	68.9%	58.0%	62.9%
無回答	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.3%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



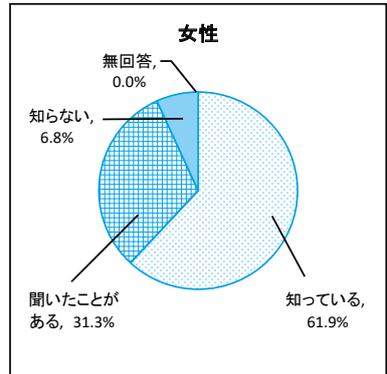
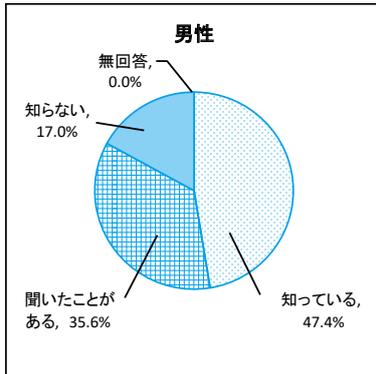
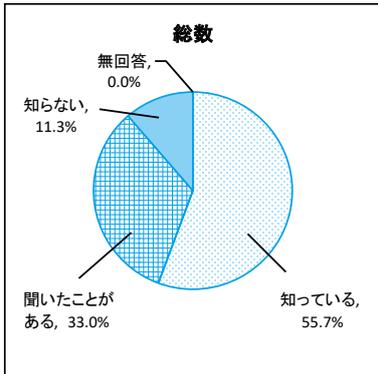
【湯梨浜町男女共同参画フォーラム】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	17	28	1	46	12.6%	15.9%	14.5%
聞いたことがある	50	75	2	127	37.0%	42.6%	39.9%
知らない	68	73	3	144	50.4%	41.5%	45.3%
無回答	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.3%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



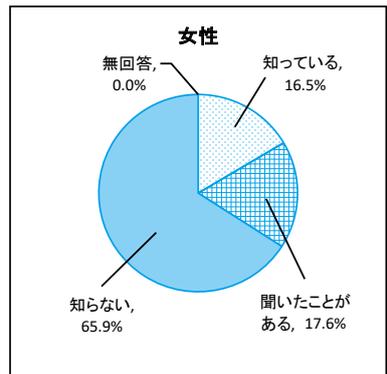
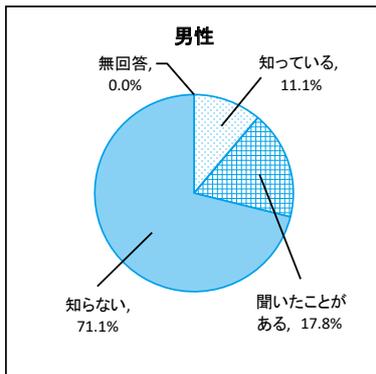
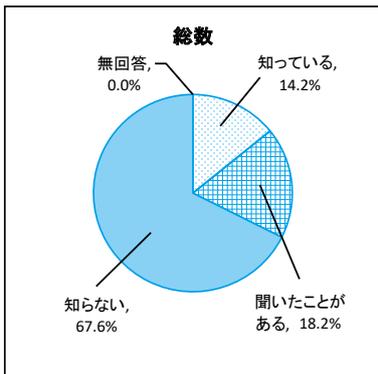
【マタニティ・ハラスメント】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	64	109	4	177	47.4%	61.9%	55.7%
聞いたことがある	48	55	2	105	35.6%	31.3%	33.0%
知らない	23	12	1	36	17.0%	6.8%	11.3%
無回答	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



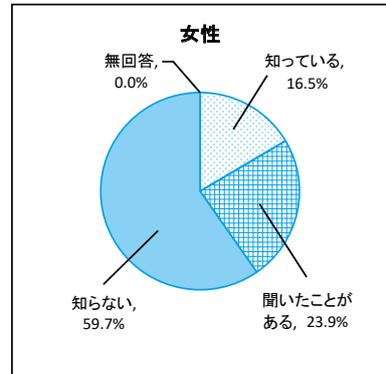
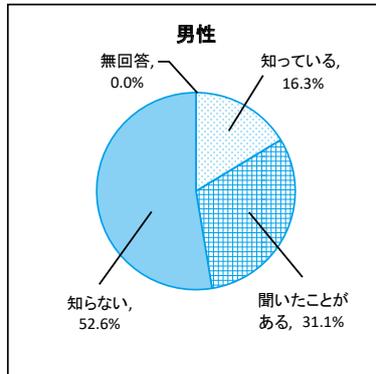
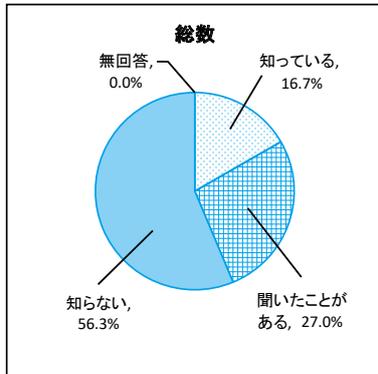
【パタニティ・ハラスメント】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	15	29	1	45	11.1%	16.5%	14.2%
聞いたことがある	24	31	3	58	17.8%	17.6%	18.2%
知らない	96	116	3	215	71.1%	65.9%	67.6%
無回答	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



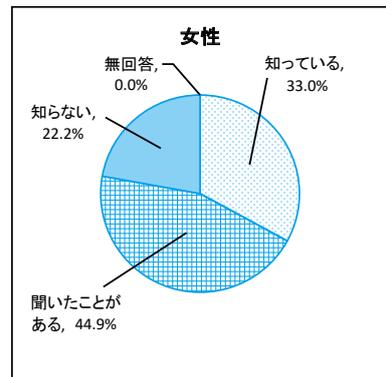
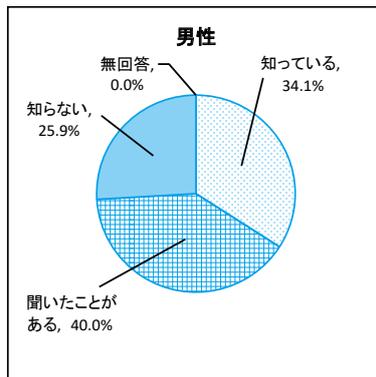
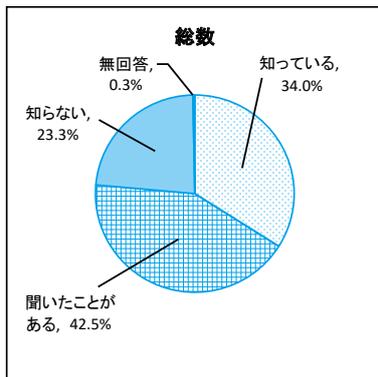
【ダイバーシティ社会】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	22	29	2	53	16.3%	16.5%	16.7%
聞いたことがある	42	42	2	86	31.1%	23.9%	27.0%
知らない	71	105	3	179	52.6%	59.7%	56.3%
無回答	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



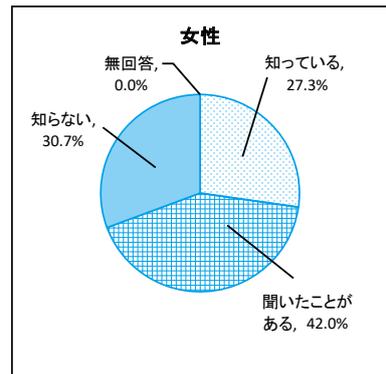
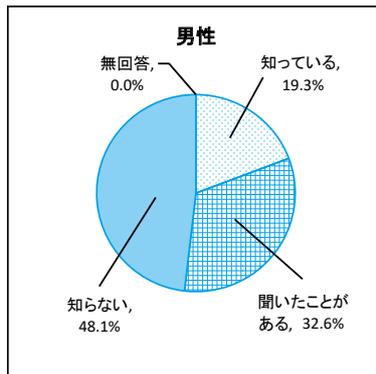
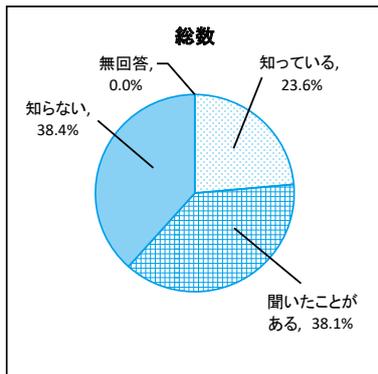
【SDGs ジェンダー平等の実現】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	46	58	4	108	34.1%	33.0%	34.0%
聞いたことがある	54	79	2	135	40.0%	44.9%	42.5%
知らない	35	39	0	74	25.9%	22.2%	23.3%
無回答	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.3%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



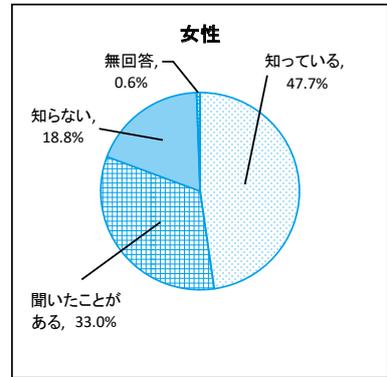
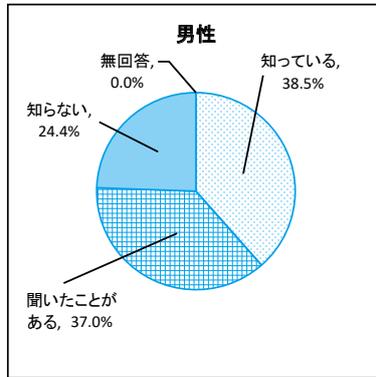
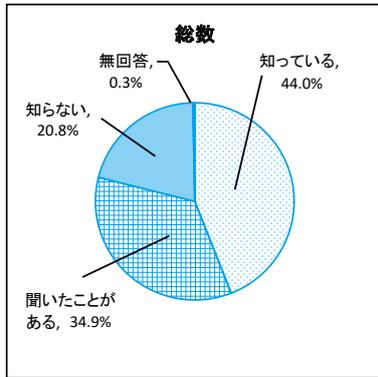
【パートナーシップ宣誓制度】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	26	48	1	75	19.3%	27.3%	23.6%
聞いたことがある	44	74	3	121	32.6%	42.0%	38.1%
知らない	65	54	3	122	48.1%	30.7%	38.4%
無回答	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



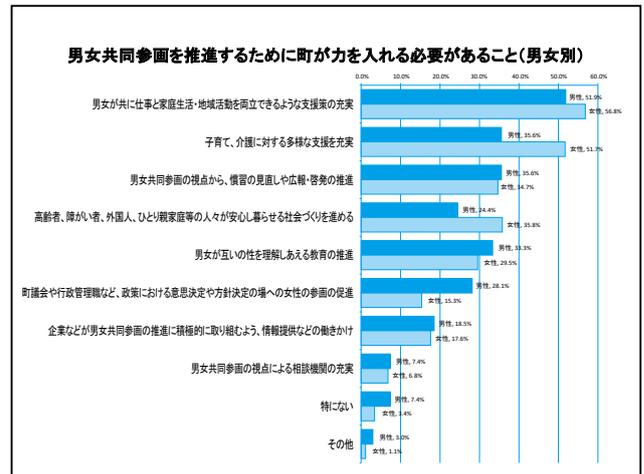
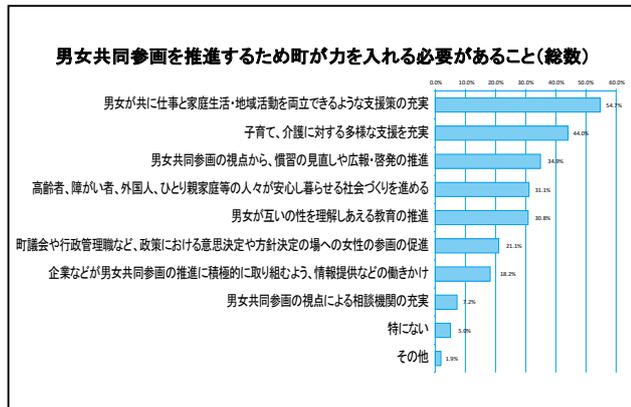
【LGBTQ】

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
知っている	52	84	4	140	38.5%	47.7%	44.0%
聞いたことがある	50	58	3	111	37.0%	33.0%	34.9%
知らない	33	33	0	66	24.4%	18.8%	20.8%
無回答	0	1	0	1	0.0%	0.6%	0.3%
合計	135	176	7	318	100.0%	100.0%	100.0%



問22 今後、男女共同参画を推進していくためには、湯梨浜町は特にどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。3つ以内で選んでください。

	回答数				割合		
	男性	女性	無記入	総数	男性	女性	総数
男女が共に仕事と家庭生活・地域活動を両立できるような支援策の充実	70	100	4	174	51.9%	56.8%	54.7%
子育て、介護に対する多様な支援を充実	48	91	1	140	35.6%	51.7%	44.0%
男女共同参画の視点から、慣習の見直しや広報・啓発の推進	48	61	2	111	35.6%	34.7%	34.9%
高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭等の人々が安心して暮らせる社会づくりを進める	33	63	3	99	24.4%	35.8%	31.1%
男女が互いの性を理解しあえる教育の推進	45	52	1	98	33.3%	29.5%	30.8%
町議会や行政管理職など、政策における意思決定や方針決定の場への女性の参画の促進	38	27	2	67	28.1%	15.3%	21.1%
企業などが男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう、情報提供などの働きかけ	25	31	2	58	18.5%	17.6%	18.2%
男女共同参画の視点による相談機関の充実	10	12	1	23	7.4%	6.8%	7.2%
特になし	10	6	0	16	7.4%	3.4%	5.0%
その他	4	2	0	6	3.0%	1.1%	1.9%



湯梨浜町男女共同参画条例
(平成21年湯梨浜町条例第2号)

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国においては、「男女共同参画社会基本法」の制定など、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組がなされてきた。しかし、今なお性別による固定的な役割分担やそれに基づく社会慣行が残っているなど、多くの課題が残されている。

すべての人がいきいきと暮らしていくためには、男女が互いの人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることのできる社会を実現することが必要である。

そこで、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すとともに、心豊かで活力ある湯梨浜町の創造を目指し、ここに条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 町内に事務所又は事業所を有する法人及び個人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりがその個性と能力を発揮する機会が確保されることを旨として、男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (3) 町における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

(町の責務)

第4条 町は、男女共同参画社会の形成を主要な施策として位置付け、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国際社会や国内の情勢を踏まえ、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、男女共同参画の推進に当たり、町民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携と協力を図るよう努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、男女が共に、職場における活動と家庭・地域における活動その他の活動とを両立することができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者は、町が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性別による差別的取扱い
- (2) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性的、差別的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は相手方に不利益を与える行為
- (3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

(基本計画)

第8条 町長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画プラン」という。)を策定するものとする。

2 町長は、男女共同参画プランの策定に当たっては、町民及び事業者の意見を反映できるよう努めるとともに、第18条に規定する湯梨浜町男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 前2項の規定は、男女共同参画プランの変更についてこれを準用する。

(情報の収集及び調査研究)

第9条 町は、男女共同参画社会の形成の推進に関し、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(普及広報活動)

第10条 町は、基本理念に対する町民及び事業者の理解を深めるために必要な普及広報活動を実施するものとする。

2 町は、学校教育をはじめ、家庭、地域、職場等あらゆる分野の教育を通じて、基本理念に対する理解が深まるよう努めるものとする。

(積極的改善措置)

第11条 町は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、町民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(活動の支援)

第12条 町は、町民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する活動について、情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(家庭生活とその他の活動の両立支援)

第13条 町は、男女が共に、家庭生活における活動と職場や地域等における活動とを両立できるように、子育て、家族の介護等において必要な施策を積極的に推進するものとする。

(相談申出への対応)

第14条 町は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成の推進を阻害することの要因による人権の侵害に関して、町民又は事業者から相談の申出があった場合は、関係機関等と連携し適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情申出への対応)

第15条 町長は、町が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、町民又は事業者から苦情の申出があった場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、第18条に規定する湯梨浜町男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(推進体制の整備)

第16条 町は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について円滑かつ総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(審議会の設置)

第17条 町は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策及び重要事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、湯梨浜町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の組織等)

第18条 審議会は、5人以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、住民参画推進のために湯梨浜町附属機関等の委員構成の基準等を定める条例(平成16年湯梨浜町条例第10号)

を準用する。

- 2 委員は、町民及び学識経験を有する者等のうちから町長が任命する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第19条 審議会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会への委任)

第21条 第18条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に策定されている男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画は、第8条第1項の相当規定によりなされた計画とみなす。

男女共同参画社会基本法
(平成11年6月23日法律第78号)

(前文)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する
ことができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題と
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付
け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の
形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要
である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制
定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会
の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共
団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共
同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事
項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総
合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野
における活動に参画する機会が確保され、もって男女
が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享
受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を
形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間
の格差を改善するため必要な範囲内において、男女の
いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供するこ
とをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重
されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対し
て中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画
社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに
かんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会に
おける活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中
立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共
同して参画する機会が確保されることを旨として、行
われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家
族の介護その他の家庭生活における活動について家族
の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動
以外の活動を行うことができるようにすることを旨と
して、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、
男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われ
なければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置

を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要

があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができない。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

湯梨浜町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱
(平成17年湯梨浜町訓令第24-1号)

(設置)

第1条 湯梨浜町における男女共同参画社会の実現をめざし、女性施策を総合的、体系的に推進するため、湯梨浜町男女共同参画プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、湯梨浜町男女共同参画プランを策定するために必要な事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、15名以内をもって組織する。
2 委員は、次に掲げるものうちから町長が委嘱する。
(1) 学識経験者
(2) 民間団体の代表者
(3) 公募による者
3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、男女共同参画プラン策定の審議が終了するまでとする。

(職務)

第5条 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。
2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。
2 委員会の会議に、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、企画課に置く。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日訓令第6号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日訓令第6号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

湯梨浜男女共同参画プラン策定委員

役 職	氏 名	備 考
委員長	川 崎 もと子	町男女共同参画推進会議代表
副委員長	松 田 武 志	町小中学校PTA連合会代表
委 員	松 本 玲 子	町女性団体連絡協議会代表
//	前 田 昭 夫	町人権擁護委員代表
//	川 口 光 彰	町 商 工 会 代 表
//	石 井 美佳代	町 商 工 会 代 表
//	村 口 恵	町人権教育推進員
//	北 井 玄	こども園保護者代表
//	渡 邊 由 佳	農林水産業関係者代表
//	岡 本 和 久	社会福祉関係者代表

町民みんなで
取り組もう！



ゆりはま家族の日

日々の生活で、家庭内での役割分担が無意識のうちに決まっていることはありませんか？

誰もが幸せに暮らしていくために、一人ひとりが互いに助け合うことが重要です。湯梨浜町では11月第3金曜日を「家族の日」、その週を「家族の週間」と定め、家族のきずなを深める運動を展開します。

「家族の日」は、普段固定されがちな子育て、介護、家事、地域活動などについて家族で話し合いながら、もう一度振り返り、お互いを思いやる日です。

「ゆりはま家族の日」のすすめ方

- 広報紙、ケーブルテレビ、街頭啓発などによるPR活動
- 町内事業所へ「ノー残業デー」の呼び掛け

たとえばこんな過ごし方はいかがでしょう？

●家族みんなで話し合いやだんらの時間を過ごす

家族みんなで話し合いやだんらの時間をつくることで、何でも話せる信頼関係ができる機会になります。

●家族みんなで食事をする機会を持つ

食事の時間は、ゆつくりと家族がおしゃべりできる大切なひとときです。たまには、家事の担当を変わって、普段は作らない人が食事を作れば、楽しい時間を過ごせるかもしれません。

●家族の中で役割分担を見直す

みんなで家事を分担し、家族がともに助け合いながら生活している意識を育てましょう。



【プラン策定の経過】

年月日	概要	主な内容	
令和5年	5月下旬	アンケート実施（6月30日まで）	・アンケート実施
	6月下旬	プラン策定委員の公募（7月14日まで）	・町ホームページ、町広報紙にて公募
	5月下旬	プラン策定委員の推薦	・各団体等から10名推薦
	7月18日	第1回行政推進会議	・プラン策定のスケジュールおよび進捗状況について ・その他
	10月下旬	プラン（素案）取りまとめ	・各担当課から集約
	11月29日	第2回行政推進会議	・プラン素案について ・その他
	12月14日	第1回プラン策定委員会	・委員長、副委員長の選出について ・プラン素案について ・その他
	12月18日	第1回審議会	・プラン素案について ・その他
令和6年	1月11日	第3回行政推進会議	・湯梨浜町性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくりプラン（案）について ・その他
	1月18日	第2回プラン策定委員会	・湯梨浜町性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくりプラン（案）について ・その他
	1月24日～2月9日	湯梨浜町性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくりプラン（案）に関する意見募集【パブリックコメント】	・主要施設およびホームページにて、湯梨浜町性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくりプラン（案）について住民等から意見を募集
	2月9日	第2回審議会	・湯梨浜町性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくりプラン（案）について ・その他
	2月26日	第3回プラン策定委員会	・パブリックコメント結果について ・湯梨浜町性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくりプラン（案）について ・その他



湯梨浜町性別にかかわらず誰もが 共同参画できる社会づくりプラン

発行：令和6年3月

編集：湯梨浜町 まちづくり企画課

〒682-0723

鳥取県東伯郡湯梨浜町久留19番地1

T E L 0858-35-5311

F A X 0858-35-3697

E-mail ykikaku@yurihama.jp